

平成18年9月4日(月曜日)第3回定例会

○出席議員(19名)

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|
| 1番 | 新 | 宮 | 征 | 一 | 議員 | 3番 | 鴨 | 田 | 俊 | 廣 | 議員 |
| 4番 | 椋 | 津 | 博 | 士 | 議員 | 5番 | 木 | 村 | 寿 | 太 | 議員 |
| 6番 | 松 | 田 | | 孝 | 議員 | 7番 | 猪 | 倉 | 謙 | 太 | 議員 |
| 8番 | 石 | 川 | 忠 | 義 | 議員 | 9番 | 鈴 | 倉 | 賢 | 也 | 議員 |
| 10番 | 荒 | 木 | 春 | 吉 | 議員 | 11番 | 柏 | 倉 | 信 | 一 | 議員 |
| 12番 | 高 | 橋 | 勝 | 文 | 議員 | 13番 | 高 | 橋 | 秀 | 治 | 議員 |
| 14番 | 佐 | 藤 | 良 | 一 | 議員 | 15番 | 佐 | 藤 | 暘 | 子 | 議員 |
| 16番 | 川 | 越 | 孝 | 男 | 議員 | 17番 | 内 | 藤 | | 明 | 議員 |
| 18番 | 那 | 須 | | 稔 | 議員 | 20番 | 遠 | 藤 | 聖 | 作 | 議員 |
| 21番 | 伊 | 藤 | 忠 | 男 | 議員 | | | | | | |

○欠席議員(2名)

| | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|
| 2番 | 佐 | 藤 | 毅 | 議員 | 19番 | 佐 | 竹 | 敬 | 一 | 議員 |
|----|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|-------|---------------|------|-------|------------------------|
| 佐藤誠六 | 市 | 長 | 荒木恒助 | 役 |
| 安孫子勝一 | 収入 | 役 | 大谷昭男 | 教育委員長 |
| 奥山幸助 | 選挙管理委員会 | 委員長 | 佐藤勝義 | 農業委員会会長 |
| 那須義行 | 総務課 | 課長 | 片桐久志 | 総合政策課長 |
| 秋場元 | (併)選挙管理委員会事務局 | 局長 | 菅野英行 | 総合政策課 行財政改革 推進室長 |
| 尾形清一 | 総合政策課 | 課長 | 三瓶正博 | 税務課長 |
| 有川洋一 | 企業立地 | 推進室長 | 浦山邦憲 | 建設課長 |
| 柏倉隆夫 | 市民生活課 | 課長 | 犬飼一好 | 花・緑・せせらぎ 推進課長 |
| 佐藤昭 | 建設課 | 課長 | 安孫子政一 | 農林課長 |
| 兼子善男 | 都市整備室 | 室長 | 斎藤健一 | 健康福祉課長 |
| 鈴木英雄 | 下水道課 | 課長 | 荒川貴久 | 水道事業所長 |
| 兼子良一 | 商工観光課 | 課長 | 芳賀友幸 | 教育長 |
| 熊谷英昭 | 会計課 | 課長 | 菊地宏哉 | 学校教育課 指導推進室長 |
| 工藤恒雄 | 病院事務 | 事務長 | 安孫子雅美 | 監査委員 |
| 宇野健雄 | 学校教育課 | 課長 | 清野健 | 農業委員会 事務局長 |
| | 生涯学習 | 課長 | | |
| | 生涯学習 | 課長 | | |
| | 生涯学習 | 課長 | | |

○事務局職員出席者

| | | | | |
|------|-----|----|------|------|
| 鹿間康 | 事務局 | 局長 | 安食俊博 | 局長補佐 |
| 渡辺秀行 | 総務 | 主査 | 大沼秀彦 | 総務係長 |

平成18年9月第3回定例会

議事日程第2号

平成18年9月4日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

平成18年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員は、佐藤毅議員、高橋秀治議員、佐竹敬一議員であります。（高橋秀治議員は途中出席）

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

一般質問通告書

平成18年9月4日(月)

(第3回定例会)

| 番号 | 質問事項 | 要 旨 | 質問者 | 答 弁 者 |
|----|----------------------------|--|------------|-------|
| 1 | 地域おこしイベントについて | 衰退している盆踊りであるが、現在市内で開催されている地域はどのくらいか 駅前通りの活性化の一環として商店街をはじめ、子供会・各種団体との連携で、神輿会館広場での盆踊りをしてはどうか | 8番 石川忠義 | 市長 |
| 2 | 寒河江市教育振興計画の素案について | いのちと心を育む食育を推進するまちづくりについて 児童生徒の学ぶ力を育むまちづくりについて 歴史と伝統文化を活かしたまちづくりについて 教育環境の充実、整備について | | 教育委員長 |
| 3 | 寒河江の新たなブランドなどの確立と今後の戦略について | 「山形セレクション」は様々な特産品などの価値観を全国に広めていくという戦略ですが、「山形セレクション」について市長はどのような見解をお持ちか伺います 地域力向上のためにも、寒河江独自の手法で市産品のブランド化など寒河江のイメージアップにつながる新たな戦略を、今後どのように考えているのか伺います | 4番 煤津博士 | 市長 |
| 4 | 地上デジタル放送化に向けた市の対 | 2011年に現在のアナログ放送から地上デジタル放送に完全移行されま | | 市長 |

| | | | | |
|---|----------------|--|-------------|-------|
| | 応について | <p>す。今後、市内における受信エリアは徐々に拡大されていくと思われるが、どのような予定になっているのか伺います</p> <p>デジタル化に伴う難視聴地域発生の有無と、生じると予想された場合どのような対応を考えているのか伺います</p> | | |
| 5 | 市政一般について | <p>保育所の整備について</p> <p>チェリーランド河川公園内へのトイレ設置について</p> <p>カメ虫対策について</p> <p>既存公園の維持管理について</p> <p>土地開発公社の用地取得価格適正化について</p> | 16番 川越孝男 | 市長 |
| 6 | 寒河江市教育振興計画について | <p>中学校給食について</p> | | 教育委員長 |
| 7 | 行政一般について | <p>指定管理者制度の選定基準と欠格条項等の規定について</p> <p>公平で公正な行政を推進するためのコンプライアンス条例（法令順守）の制定について</p> <p>交通弱者といわれる方々の足を確保するコミュニティバスの運行について</p> <p>将来人口の推計について再び所見を問う</p> | 17番 内藤明 | 市長 |

石川忠義議員の質問

○新宮征一議長 通告番号1番、2番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

○石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として以下の質問をいたしますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

通告番号1番、地域おこしイベントについてお伺いいたします。

本市においては、日本一のさくらんぼの里さがえを全国的にアピールし、さくらんぼを中心にイベントをつくり上げてまいりました。6月に入りますと田植えも終わり、農家の方もさくらんぼに全神経を傾け、よりよい品物を提供するために頑張るときであります。街路樹のハナミズキも満開になり、ミスさくらんぼも誕生し、花咲かフェアINさがえも開幕いたしました。そして、恒例のさくらんぼ囃子パレードを皮切りに、さくらんぼマラソン大会、さくらんぼ種飛ばし大会とイベントが目白押しに続き、花・緑・せせらぎの本市にとっては1年で一番輝くときであります。活気あふれるときであります。さくらんぼ大綱引き大会が一つの役目を終えたとはいえ、なくなったことは大変残念でありました。

さて、各地で昔からのその地域手づくりの盆踊り大会が現在めっきり少なくなりました。私のところの西根南部公民館でも長年実行してきたのですが、公民館が新築されてから夏祭りに変わり、現在行われておりません。以前には寒河江小学校の校庭、中央通りの島屋さんの駐車場といずれも盛大に実行されましたが、姿を消しました。現在市内で何カ所ぐらゐの盆踊りをやっているのか、わかる範囲内でよろしいですから、お伺いいたします。

盆踊りが少なくなった原因は、お金がかかること、準備に相当の労力を費やすこと等々いろいろございます。昔から盆踊りは、年に1度この世に戻ってくる精霊を迎え、また送るために発したものと聞いておりました。先ほども申しあげましたとおり、さくらんぼ綱引き大会も姿を消しました。さくらんぼ祭りから祭りイベント最大のみこしの祭典までの時間が余りあき過ぎております。今各地の盆踊りが衰退しているとき、商店街の活性化はもちろんのことですが、商店街をはじめ、子供会、各種団体との連携で神輿会館広場での盆踊り大会を提唱するものであります。

昔から寒河江音頭がありますが、その歌の復活を望む声も大きいですが、盆踊り大会向きに振りつけたり、できれば市民歌の振りつけも芸文協のその道の関係者に振りつけていただき、実現することも大変楽しみが増すことと思います。老いも若きもだれでもが参加できる市民盆踊り大会をできればと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号2番、寒河江市教育振興計画の素案についてお伺いいたします。

平成16年12月議会において、中学校給食に関して市長と教育委員長に私が質問をいたしました。市長、教育委員長の答弁は議事録のとおりでありますけれども、そのことを踏まえて、約1年半の時を経てこのたびの寒河江市教育振興計画の素案を原案提示し、検討委員会を設置し、23名の委員を委嘱、諮問しているところであります。

この計画は、平成27年度を目標とするものでありますが、まずこの素案の趣旨は何かを教育委員長にお尋ねいたします。

今委員会で検討しているところでありますが、以下の件についてお伺いいたしますので、御答弁をお願い

いたします。

まず、「いのちと心を育む食育を推進するまちづくり」についてであります。ここでは、食育に関することではありますが、私どもの関心は中学校給食についてであります。議会においては、賛否両論の中で十分議論された問題であります。文教厚生常任委員会でも先進地視察をして熟慮を重ねてきました。原案によりますと、希望者に対する弁当販売方式の検討（中学校）とありますが、どのような考えなのかをお伺いいたします。

次に、「児童生徒の学ぶ力を育むまちづくり」についてお伺いいたします。

その中で、多様な学習環境づくりの中で小学校英語活動の推進があります。これについては、平成16年の3月議会で英語教育について私が、平成17年12月議会において小学校の英語教育について同僚議員の木村議員の質問がありました。それに対して教育委員長は、外国語に親しませ、外国語に対する興味、関心や学習意欲を引き出すことが小学校段階の主なねらいと答弁しております。

私のときには、ALTのマーク・ダックワースさんは、年間小学校を約80回、中学校を約80回、計160回の授業でありましたが、17年の12月議会では田代小学校の英語活動重点校という英語活動もあり、小学校を約90回、中学校を70回と、小学校に多くの時間を費やしました。

私は、基本は本場の英語を話すALTの方を中心に活動することはもちろんですが、もっと充実した英語教育を進めるためには、退職英語教師のお力をおかりして英語教育に力を入れるべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、「歴史と文化を活かしたまちづくり」についてお伺いいたします。

素案の総則の中で、松尾芭蕉の俳諧論「不易と流行」が引用されております。学校教育において、歴史と伝統・文化とはどのようにお考えなのか、まずお伺いいたします。また、歴史美術館の設置、特に八幡の杜とありますが、具体的構想をお伺いいたします。

最後に、教育環境の充実、整備についてお伺いいたします。

それぞれの学校が、家庭と地域からの理解のもとに主体的な教育活動を行い、開かれた個性的学校づくりの展開と地域や学校の特色を生かした、多様で個性的な教育を展開するために、より学校自らの考えと判断で学校運営ができるようにしますとあります。

さて、本市の3中学校の運動会ですが、陵南中は体育祭となって運動会はやっておりません。陵東中は、運動会は大イベントとして行っていますが、個人競技が全く入っておりません。陵西中学校は、個人競技も取り入れて実行しております。

さきの指針にもありますように、独自の学校運営に理解は示すものの、運動会一つとりましてもこのように異なっていることに、市民の意見もいろいろありますが、懸念を示しております。これについての教育委員長の御所見をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 答弁いたします。

まず、現在市内で開催されている盆踊りについて申し上げます。今年は、寒河江地区、南部地区、柴橋地区、高松地区の4地域におきまして、分館単位による盆踊りが12カ所で行われたようでございます。

続いて、駅前通りの活性化の一環として、みこし公園での盆踊りについて申し上げます。

商店街を含め、中心市街地の活性化につきましては、本市に限らず、全国的にもその取り組みが急務となっている課題であります。御案内のように、先月末に寒河江駅前地区まちづくり推進委員会の設立がありました。この委員会は、再開発により新しくなった駅前地区を住みよく、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進することを目的とした団体で、活動内容としては、地域の清掃作業などによる環境美化事業を中心に据え、各種イベントの開催により、地区内の親睦と融和、また地区外の人との交流を図るなどして活性化につなげようとしており、市としましても支援していきたいと考えているところであります。現在この委員会では、駅前のにぎわいづくりのためのイベントを計画中であり、具体的には神輿会館でのコンサートやみこし広場を利用した夕暮れ市などが検討中であります。

御質問の盆踊りにつきましては、以前は市内各地区で盛んに行われておりました。今でも各分館で地区の伝統行事として行われておりますが、駅前中心市街地の活性化という観点から、全市的なイベントとしてみこし広場での盆踊りの開催は十分考えられるものであると思っております。

また、寒河江音頭や寒河江小唄などの本市固有の歌や踊りを取り入れたり、盆踊りの競演などの趣向を凝らしたり、さらにはみこし広場に限らず、沼川での灯籠流しや水辺を利用したイベントなどで、駅前地区だけにとどまらず、全市的なものに発展させることで、寒河江市の夏を盛り上げていくことも考えられます。

ただし、この時期、駅前地区においては商店・飲食店が多く、成人式や同窓会などの対応で忙しい時期であり、他の地区の花火大会や夏祭りとは重なる時期でもあります。また、他の地区においても、衰退してきた原因と考えられる実施主体の問題や経費の問題もあると思っておりますので、駅前地区まちづくり推進委員会をはじめ、関係団体にお話を通していきたいと考えております。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 寒河江市の教育振興計画の素案についてお答えいたします。

まず、その趣旨についてでありますけれども、この教育振興計画は、国、県が示しております教育方針や山形県第5次教育振興計画を受けながら、第5次寒河江市振興計画における人づくり、まちづくりの基本方針を踏まえて、さらには本市がこれまで培ってきた教育の特性をさらに伸ばし、新しい時代に対応できる教育に関する基本的な考え方や施策を明らかにすることを目的に策定するものでございます。

次に、計画の素案の中に希望者に対する弁当販売方式の検討を盛り込んだことについてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

御案内のとおり、中学校においては現在弁当持参によるミルク給食を実施しておりますけれども、中学校給食についての基本的な考え方につきましては、これまでも議会の中でたびたびお答えしてきたところであり、今も変わってはおりません。すべての家庭において食の大切さを考え、それを実践し、豊かな食習慣を確立する中で、子供たち、家族の食育を高めていくことを基本的な考えとしており、今後とも家庭、学校、地域がそれぞれ連携し、食の大切さを学び、食に関して体験する場や機会を広げていくことが重要であると考えております。

しかしながら、家庭の事情や家族の入院などの不測の事態によって、一時的にどうしても弁当を持ってくることができない状態になることなども考えられます。そうした場合でも、生徒が安心して通学できるようにするための一つの方策として、このたび希望者に対する民間活用による弁当販売方式の検討を教育振興計画の素案の中に盛り込んだところでございます。量的にも栄養のバランスの面でも中学生期の発達段階に応じた食事を選び、規則正しくとることやクラスの中で級友とともに楽しく食べることの大切さを学ぶことができるように配慮することが大事であると考えております。

今後検討委員会からの意見、提言内容を踏まえながら計画を成案化していくこととなりますけれども、具体的に実施する際には実態の把握や先進事例の研究などを行い、内容を詰めていかなければならない、このように考えております。

次に、児童生徒の学ぶ力を育むまちづくりについて、特に英語の学習環境整備についての御質問でしたので、お答えいたします。

本市に配置されているALTは、今年8月で4年目を迎えました。本年度から年間指導日をこれまでの160日から180日にふやし、小学校を110日、中学校を昨年度並みに70日として、より指導の効果を上げられるよう取り組んでおります。

現在本市では、小学校の英語活動においては、英語に親しみ、外国人や外国文化に対する興味、関心を引き出し、コミュニケーションへの意欲を高めるという国際理解教育の一環とすることをねらいに活動を進めております。また、中学校の英語教育においては、聞く、話す、書く活動につなげて、実践的なコミュニケーション能力の育成に向けて教育活動を行っております。

ALTが行っている英語活動は、これらの指導の場における教員の実際の指導力を高めること、また本場の外国語に触れて、それが児童生徒の興味、関心を強く引き出し、英語教育の充実に多大な貢献をしていると高く評価しているところであります。

さて、御質問のALTの方を中心にもっと充実した英語教育を進めるためにも退職英語教師のお力をか

りて英語教育に力を入れるべきだと思うが、どうかという御意見につきましては、先ほど申し述べた小学校の英語活動、中学校の英語教育それぞれのねらいにさらに迫るために、どのような場面で退職英語教師等を活用することが有効なのかなどについて今後研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、歴史と伝統文化を生かしたまちづくりについてですが、初めに学校教育における歴史、伝統文化への取り組みについてお答えいたします。

学校では、地域の歴史や伝統文化について学ぶことを大切にしていかなければならないと考え、各学年においてさまざまな学習活動に取り組んでおります。これらの学習活動を通して自分が生活している地域に対する理解が深まり、地域の人々との豊かなかかわりを持つことができたりして、自分の生き方を考えていくきっかけにもなるからであります。このような考えのもとに、今後も地域の人材や地域に残る文化財等を活用しながら、地域に学ぶ学習をさらに展開していくことができるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、歴史美術館の設置、特に八幡の杜構想についてお答えいたします。

歴史美術館の設置については、今後具体的にしなければならない課題であると考えています。この八幡の杜構想は、旧寒河江服装専門学校の跡地を核とした歴史、文化ゾーンを整備しようとするものであります。御案内のようにこの地域は、寒河江八幡宮の門前町として古くから発展し、現在も寒河江八幡宮をはじめ、市指定無形民俗文化財「流鏑馬」を行う馬場、またすぐ近くには県の有形文化財に指定されております寒河江市郷土館、市指定天然記念物の桂の古木、そして歴史ある数々の寺院など歴史文化資産が集積されているところであります。

教育委員会といたしましては、多くの市民が本市の歴史と文化を学び、それを核として生涯学習や文化財ネットワーク化の推進などへの活用について検討を進めてまいる覚悟であります。

次に、教育環境の充実、整備、特に特色ある学校経営についてのお尋ねがございましたので、お答えいたします。

現在求められている学校像では、文部科学省が定めた学習指導要領に記載された基準を達成することはもちろんであります。さらに児童生徒が自分で課題を見つけて、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決できる力を身につけ、さまざまな場面で具体的に生きて働く力を身につけるようにすること、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための力を兼ね備えた人間の育成が望まれております。そのためには、実際に身近な地域の歴史、文化、自然、そして人との触れ合い、かかわり合いなどを通して具体的に学んでいくことが重要であると考えています。

それぞれの学校が、家庭と地域との理解のもとに主体的な教育活動を行い、開かれた、個性的な学校づくりの展開と地域や学校の特色を生かした多様で個性的な教育を展開するために、今後もより学校自らの考えと判断で学校運営ができるよう支援してまいりたいと考えております。

さて、そのような観点に立って、御質問の市内3中学校の運動会のあり方についてお答えいたします。

個人競技も取り入れて実施している中学校では、運動会を学校行事の「健康安全・体育的行事」として位置づけ、その実施要項の中で競争や協働の経験を通して、公正に行動し、進んで規則を守り、互いに協力して責任を果たすなど社会生活に必要な態度を養うことをねらいとして実施しております。

集団競技だけ実施している中学校では、運動会を生徒会活動に位置づけながら、その実施要項の中で生徒が主体的に企画し、ともに支え合い、力を合わせ、目標に向かって突き進む強い心と協調性を養うこと

をねらいとして、応援や競技の練習だけでなく、チームの看板づくりなど生徒の個性を生かして力を合わせ、学年を超えて取り組みを行っているようです。

そして、運動会を実施していない学校では、学級対抗のクラスマッチでは団結や協力をねらいとし、学校として取り組んでいるボランティア活動では思いやりの心や奉仕の精神を、そして文化祭などでは感性や協働などをねらいとして、これらを重点的にはぐくむよう計画しております。

このように学校行事は、それぞれに重要なねらいを持って各学校で計画し、取り組まれており、それぞれの学校が地域性や学校規模、生徒の実態等に立脚して、より教育効果が上がるようにそれぞれに工夫して主体的教育活動に取り組んでいると考えております。今後とも地域や家庭の理解のもとに、それぞれの学校の実態に応じた主体的な教育活動を推進し、本来の学校教育のねらいが達成されるよう学校を支援してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 第1問に対する御答弁ありがとうございます。

それでは、第2問に入りたいと思います。まず、地域おこしイベントということで、盆踊りを先ほどの答弁では12カ所で行っているということで、私ももっと少ないのかなと、調べた段階でそういうように思ったのですが、2けたにあるということはまだ非常に盆踊りに対する地域の強い意識が働いて、非常に大変な、経費もかかってかなりの労力も要するということがございますけれども、やっているということは非常に寒河江の盆踊りも大したものだなというように再認識いたしました。

ところで、我々の地区のことも先ほど申しあげましたけれども、青年団から始まりましてずっと、青年団がなくなってからも地域の有志の方でいろいろやってきたのでございますけれども、公民館を新築したという一つのこともありましたけれども、今のところやっていない。やっぱり地元の方は、そういう何十年もやってきたことございまして、いろいろ話を聞きますと、やめるとも言えない、するとも言えないということで非常に継続性に対して苦労しているというようなことでありますけれども、寒河江駅前の商店街を中心としたそういう大きな盆踊り大会が最近姿を消したというようなことで、やっぱりひとつ神輿会館の前でそういうない地域の方はもちろん、もちろん駅前商店街を中心とした方を先頭にして、各種団体の方、特に芸文協に名を連ねている踊りのサークル、また民謡のサークル、いろいろございますけれども、そういう方の御協力を得まして、何とかさくらんぼ祭りから神輿祭りまでの間に何か一大イベントをつくって寒河江の活性化を図ってほしいということで提案したわけでありまして。

やっぱりそれに携わってくださる方、本当にいろんな方おりますけれども、やっぱり大変でございます、一つのことをやるということは、しかしながら、今各地域でいろんな夏祭りの催しも盛大に行われております。例えばいわゆる村山の徳内ばやしですか、またソーランとか、そういういろんなことが若い人向きにどんどんと流行しております。寒河江の方もそれに乗るか乗らないかわかりませんが、昔からあるそういう伝統的なあれをやって、ひとつ町おこしにしてはどうかということでありましたけれども、市長の答弁ではこれからいろいろ検討させていただくというようなことございますから、期待しておきたいと思っております。私も何かございましたらお手伝いしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、振興計画についてであります。第1番に食育の件でございますけれども、懸案の中学校の給食問題がここで初めて、先ほど答弁ありましたように基本的には弁当を持たせてもらうのがこれは基本的には変わらないと。その中で、いろんな時代の流れで弁当をつくれな、またいろんな仕事の都合でつくってやれないというような家庭のために弁当をあっせんするということがございますけれども、私はそういう教育委員会の弁当を持参させるということに対しては理解を示す一人でございますけれども、約2年前に再考してはいかかかというような市長の教育委員会に対する申し入れによりまして、学校全般にわたったこの振興計画をつくるというようなことで、1年半以上かかってこの原案を提起したわけですがけれども、やっぱり今まで培った、いわゆる食文化、それを変えるということは非常に地域にとっても大変なかなと。

しかしながら、いろいろ聞いた中で、寒河江高等学校で昼間の昼食を私の知り合いの方が販売というか提供しているのですが、寒河江中学校出身の生徒は大体弁当持ってくると、よその学校の方は利用してくれると。やっぱりそこで提供している人は商売ですから、寒河江でも給食にしてくれればいっぱいその寒河江高校の給食を食ってくれるのだなというようなことを言っておりましたけれども、やっぱりそ

ういうふうな中学校で学校給食についての弁当ということを継続してきた影響で高校に行ってからでも弁当を持って来る、または自分でつくってくるということが非常にいい習慣になったのかなというように私もその話を聞いて思いました。

しかしながら、やっぱり先ほども申しあげましたように、弁当を基本にしながら、つくれない人のためにそういう弁当のあっせんもこれは私は要るのではないかというように思っております。

今後検討委員会でいろんな意見の中で答申なされると思いますけれども、少しでも中学校給食問題が少しずつよい方向に行くのであれば、最初の段階としては私はこれに勝るものではないのではないかというように思っております。

それから、小学校の英語教育についてでございますけれども、やっぱり政府の方でも小学校の英語教育に対して非常に重点的な考えを持ってきているような報道がなされております。

今自民党の総裁選挙が行われておりますけれども、大方の見方では安倍官房長官がなるだろうというようなマスコミの報道ですけれども、安倍さんが提案している政権構想「美しい国日本」ということを柱として、内政面では目玉となる教育改革ということを発表しております。その内容を見ますと、この寒河江市の教育振興計画素案もそれに大体準じているのかなというように私は感じを受けております。

その中に、規範意識を身につける機会の保障で、道徳教育の必要性を指摘しております。戦後の教育体制の根本的な見直しを目指すというように安倍さんは言っているのですけれども、そういう考えはやっぱりこれからの教育の基本になるのかなというように思っております。

素案を見ますと、主な取り組み216、私の数えた限りではあるのですけれども、今までそういう余り具体的な取り組みというのはなかったように思います、こういうように多くは、まさしく昔の教育ルネサンスと申しますか、そういう文芸復興のようなすばらしい中身でもあるというように私は評価しているわけであり、ちょっと横にそれましたけれども.....。

2番目の小学校英語教育、これに対しては、前からもう私申しましたとおり、なかなか10年間英語を習っても全く英会話ができないと。これはいろいろ問題あるということで提起したのですけれども、やっぱり小学校時代からある程度そういうふうな生の英語に触れまして、国際的にやっぱり活躍するという意識、それを子供にやっぱり植えつけるいいチャンスではないかと、理屈でない。やっぱり理解できて、しゃべれる英語、そういうものをやっぱり目指さないと、やっぱり留学しないと英語ができないとか、そういう特殊環境のある人だけが、能力ある方もおりますけれども、やっぱり外国に行って、本場に行って二、三年英語を習得してくるというような、当然これはあると思いますけれども、固有の日本の日本語、島国ということを考えますともっともっと小学校から英語に親しんで、やっぱり自分のものにしていただくというようなことが先決だと思います。

そういうことで、2007年度から団塊の世代の退職者がたくさんふえてまいります。そういう中において、英語教師の方からも退職者をお願いしてやっぱり、ボランティア的と申しますか、そういうことをいろいろ活用した中で御検討をお願いしたいというように思っております。

また、歴史と伝統、文化の件なのですけれども、小さいときからやっぱりふるさとの伝統文化、そういうものに接するということが、非常に情操教育にもよろしいですし、自分の郷土を愛するということが対しても非常に強い関心を持ってくるのだというふうなように思っております。

そこで私は、この八幡の杜ですか、構想、これは非常に.....寒河江服装学院さんから寄附をもらいまして歴史美術館というようなことも結構ですけれども、今ある郷土館、場所が場所だけにちょっとよその人

はわからない。我々も1回行けば大体それでわかるというようなことですが、郷土館の充実というものはこのままでいいのか。場所を移すということは、非常にこれは大変だと思いますけれども、当然半年ぐらい雪に埋もれて閉館になるわけですから、約5カ月間。そういうものを含めまして、郷土館のこれからのあり方をどうお考えになるのか、これをお聞きしたいと思います。

最後に、運動会のことを例に出しまして質問したのですが、多分三つの中学校がいろいろ異なるということはわからないわけではございません、特色ある学校づくりということでもありますけれども。

ただ、私が心配しているのは、これがだんだんと小学校の方に行きはしないのかなと。小学校の先生方にお聞きしますと、当然小学校の子供でありますから、そういう競争力というのはしなくてはいかぬということを行っています。ただ、運動会ばかりが運動でないと。速い人は運動会で速い。水泳でも速いと。太っている人は、速い人もいますけれども、ほとんど遅い人もいるということで、相撲大会でもして、相撲大会だってそういう子供の自尊心を上げてやると、そういうことを言っておりました。小学校でそういうように一生懸命に、運動会一つの中ですが、そういう競争力を競っているとき、中学校でそれはいろんな地域の考えだということは、ちょっと私には理解するに苦しいような気がするのですが、その辺の御見解をお願いしたいと思います。

以上で第2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 盆踊りのことでございますけれども、以前の盆踊りでございますと、やぐらを組んで、また太鼓をたたいて、子供たちから大人まで晴れ着を着て輪になって踊ったわけでございますと、その中ではやっぱり祖先を敬うあるいは秋の豊作を願うという気持ちも込められておったのだらうと、このように思っています。

その中で、やっぱり地域の心が一体となって連帯心を養う、あるいは共同作業ということでの楽しみなども味わったらうと思っております。それに今度は盆踊りそのものに現代的な気持ちといいますか、意義を加えてまちの活性化なりあるいはにぎわいを増すことに、また観光面というものをプラスすると。そして、まちづくりそのものの元気さあるいは活性化に資しようということが、やっぱり現代的な意味におきましては必要だらうと、このように思っております。

それにおきまして、第1問で答弁したように、いろいろ問題はあろうかと思っておりますけれども、駅前中心街のみならず、いろいろ各種団体が集まって競演というようなことも含めて実施されることによってのいい意味での、新しい意味での盆踊りというものもこれをつくり上げていくと。そのことによって、まちの活性化を図るというようなことは必要なことだらうと、このように思っております。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 幾つかございましたが、特に歴史文化にかかわって郷土館の充実ですか、活用ですか、のことについての御質問がございました。

御案内のようにあの施設は、県の文化財でございます。従いまして、県の文化財としてのさまざまな縛り、利用における制約、制限があるわけでありますけれども、こういったことを踏まえながらどういうふうに八幡の杜の構想の中に位置づけながらしていくかと、考えていくかということについては、教育長あるいは担当の方から答えさせたいと思います。

同じように中学校における特色ある学校経営、特に運動会を例にとつての御質問でございました。小学校ではどうなのだろうというような御懸念もお持ちのようでございます。これは、学習活動のねらいと深くかかわっている問題だというふうに理解しますので、担当の方から答弁させていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 寒河江市郷土館の充実についてお答えを申しあげたいと思います。

委員長からございましたとおり、八幡の杜構想とのかかわりにつきましては、今後十分に検討してまいりたいと考えております。寒河江の郷土館は、市民にとっての宝物でございますので、その利活用については今後十分に検討していかなければならないなと思っています。

今もいろんな取り組みをやっておりまして、特に寒河江の先人の特別展等を中心にしながら、そういう一つの行事を郷土館で催したり、特別展をしたりして市民の皆さんから来館してもらいたいというような取り組みもしておりますし、さらには学校教育の場で子供さんから1回は必ず来てもらうということで、学校の中でそれぞれ取り組みをしてもらっております。

今後、できるだけ多くの市民の方から利活用をしてもらうような手だてを十分検討してまいりたいと思っています。

さらに、ちょうど市民の皆さんの住宅等の改築期にかかっておりますので、昔の民具、生活具、用具、こういったもので貴重なものにつきましては市の方にお譲りをいただきながら、そして郷土館に展示をしていくといったようなことで、寒河江市の歴史の移り変わりもわかるような手だてなども講じておるところであります。

いずれにしましても、十分今後検討しまして、活用してもらうような方向にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 指導推進室長。

○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 では、お答え申し上げます。

特色ある学校づくりについてでございますけれども、それぞれ中学校の行事が3中学によって違うということでちょっと御心配なされているようですが、先ほど委員長が申しあげたとおり、それぞれのねらいに向かって進めておりますし、行事そのものをするのがねらいではなくて、その行事を通してどのような人間をつくっていくかということに観点を置いて進めておりますので、その学校の実態に応じて若干違うところが出てくると。

そのことが、小学校の方にまた影響してこないかという御心配がございました。特に運動会を中心に申しあげますと、中学校においては部活、それから勉強、生徒会等切磋琢磨する場が非常に多く、これ以上競技等で競う必要があるのかという問題もございます。人数の多い学校では、その切磋琢磨が非常に多いわけですので、小さい学校ではぜひさらに進めたいということでそれを入れている学校もございしますが、そういうさまざまな観点から進めているところです。

小学校においては、そういう場が非常に少ないという現実がございます。それで、子供たちが互いに切磋琢磨し合い、競技力を伸ばすという意味で小学校においては運動会は大事だととらえているところが多いのが現実ではないのでしょうか。

以上でございます。

榎津博士議員の質問

○新宮征一議長 通告番号3番、4番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

○榎津博士議員 おはようございます。私は、緑政会の一員として、この質問に関心をお持ちの市民を代表し、自分の考えを含め、以下の質問をさせていただきます。

通告番号3番、寒河江の新たなブランドなどの確立と今後の戦略についてお伺いいたします。

山形県は、今年3月、数多くの県産品、サービスの中から本県独自の山形基準に基づき、厳選された本物を山形の宝として全国、世界へと発信していく試みとして、山形セレクション認定制度実施要綱を策定し、取り組み始めました。この取り組みのねらいは、全国、ひいては世界に誇り得る高い品質を有する県産品またはサービスを山形県独自の認定基準、山形基準に基づいて、厳選の上、山形セレクションとして認定し、これらを戦略的にプロモートすることにより本県ブランドの確立を目指すものであります。加えて、山形セレクション認定を目指した取り組みを誘発することにより、すぐれたものづくり、サービスを提供する自力を高め、さらに高い品質の県産品またはサービスを生み出す産業基盤を醸成していく総合的な産業政策として位置づけています。

そして、山形基準の基本理念を基軸として、セレクション、プロモーション、インキュベーションが好循環を築いていくために三つの要素にかかわる各般の施策を展開していくとしております。すなわち、高い品質を有する産品、サービスを選定し、全国、世界に向けた戦略的な売り込みを助長しながら、それらを生み出す地域の力の育成、醸成を行うとしているのです。

私たちの住む寒河江は、「日本一さくらんぼの里さがえ」、このスローガンのもとに、佐藤市長のさくらんぼにこだわったさまざまな事業やイベントが展開され、それが大きく実を結び、寒河江の知名度を飛躍的に向上させることができたと思っております。

そして、現在さくらんぼの収穫時期に合わせ花咲かフェアを開催し、多くの入場者を迎え、寒河江のまちを元気にしています。このさくらんぼにこだわったまちづくりは、これからも新たな催しを組み入れながら継続していかなくてはならないと考えます。

しかし、この地方分権の時代にあって、新たな試み、新たな展開も必要なのではないでしょうか。地方分権ではなく、地域主権、地域が主役になって寒河江ならではの全国、そして世界に発信していかなくてはならないと考えます。これまでのまちづくり、町おこしを継続しながらも、新たなブランドをつくり上げていかなくてはならないと考えます。幸いにも寒河江市には恵まれた自然や観光資源、おいしい農産物、伝統工芸品など他に誇れるすばらしいものがたくさんあります。それらを寒河江ブランドとして確立してPRし、新たな観光客誘致などに結びつけられないかと考えます。

ここで質問いたします。先ほど述べた山形セレクションについて、佐藤市長はどのような見解をお持ちか伺います。また、山形セレクションは、品質の高い県産品に基準を設けて戦略的にプロモートしていくものです。さまざまな特産品などの価値観を認めてもらうため、セレクトし、全国に広めるという戦略ですが、ある意味で差別化的な要素が発生してしまいます。このことについて、市長はどのような見解をお持ちか伺います。

さらに、今後地方分権などを受け、地域間競争が激化し、地域力がますます問われる時代になってきま

した。このことから、地域力の育成、醸成については精力的に取り組んでいかななくてはならない課題の一つであると考えます。佐藤市長は、これまでさくらんぼや花にこだわったまちづくりを精力的に展開してきましたが、地域力向上のためにも新たな展開も必要と考えます。寒河江独自の手法で新たな市製品のブランド化など寒河江のイメージアップにつながる新たな戦略をどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、通告番号4番、地上デジタル放送化に向けた市の対応について質問いたします。

地上放送テレビのデジタル化につきましては、情報通信基盤整備の取り組みとして世界的に進行され、日本においても高度通信ネットワーク社会推進戦略本部が2001年に策定したe J a p a n重点計画の中でテレビ放送のデジタル化を推進するとされたため、普及、拡大に向けて2003年12月、東京、名古屋、大阪の三大首都圏を皮切りに始まっています。2006年じゅうには全国の県庁所在地でもスタートし、2011年7月24日には現在のアナログ放送は全面停止し、地上デジタル放送に完全移行する予定となっております。

なぜデジタル化なのかという点、コンピュータをはじめ、あらゆるメディアがデジタル化され、デジタル信号が世界共通言語となる中、アナログで残っているのがテレビとラジオだけとなり、取り残された状況となってしまったことが挙げられます。また、デジタル技術には映像や音声の信号を圧縮して一度に多くの情報を送ることができるという特徴があり、これによって高度な放送サービスが可能になるとともに、デジタル化することによって現在アナログテレビ放送で利用している周波数帯の3分の1をあけることができ、携帯電話や新たな無線サービスに活用できることなどが背景にあります。

地上デジタル放送は、イギリスが世界の先頭を切って1998年に始めました。現在では、アメリカ、スウェーデンなど20以上の国と地域で放送されています。これまでテレビといえば一方的に放送局がつくった番組を見聞きするだけでしたが、これからは見るテレビから使うテレビというように大きく変化していくこととなります。

現在山形県の状況は、デジタルテレビジョン放送開局が2005年12月から実施され、2006年6月には県内の全テレビ局で開始済みとなっております。しかし、現在の放送エリアを見てみますと、寒河江市内全域が対象となっております。

ここで質問いたします。2011年まで地上デジタル化による市内受信エリアは徐々に拡大されていくと思いますが、どのような予定になっているのか伺います。また、寒河江市内において、地上放送のデジタル化に伴い、難視聴地域発生の有無と生じると予想された場合、その対応策についてお伺いいたし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、山形セレクションについての御質問にお答えいたします。

このセレクションにつきましては、今年の3月、山形県が山形セレクション認定制度実施要綱を策定いたしまして、農林水産、加工食品、地場産業型工業、観光関連サービスの4分野について、県独自の認定基準、山形基準に基づき、高品質の県産品サービスを選定、セレクションといいますか、選定しまして、全国、世界に向けた戦略的な売り込み、プロモーションと言っていますけれども、を助長しながら、それらを生み出すところの地域の力の育成、醸成、インキュベーションを行うという高い品質の産品、サービスを生み出す産業基盤を醸成していくための総合的な産業政策でございます、御指摘のとおりでございます。

現在セレクションに認定されたのは、さくらんぼ、枝豆、米、リンゴ、西洋ナシなどの農産物に関しての対象品目と農協等の団体と個人の生産者が認定されておるようでございます。

山形セレクションについての御見解の御質問でございますが、セレクションの基軸は、品質の高い県産品、サービスが認定される際の全国、世界に誇れる基準、いわゆる山形基準であり、山形セレクションのブランド価値を約束、表明するとあります。認定されたものは、市場、消費者に対しての品質価値の保証となり得るものであり、また生産者、事業者においてはすぐれたものづくり、サービスの提供における目標となるものであります。さらには、山形県のイメージアップ、県民の本県への愛着、誇りの醸成につながるものとしております。

セレクションの目指す方向はブランド化であります。これまでもそれぞれの団体等においてブランド化を進めてきたわけでありまして、ブランドの確立しているものも含め、高い基準を設けて選定し、知事が先頭に立ってPRに努め、ブランド化を図っていくわけですが、御承知のとおり消費者、市場において認知され、受け入れられていくことが大切であると思っております。同時にすぐれたものづくりを提供する自力を高め、さらに高品質のものを生み出すための産業基盤の醸成強化をどのようにして図るかが最も重要であると考えております。制度そのものがスタートしたばかりであり、セレクションの認定が進められ、マスコミ等で注目を浴びておりますが、同時に産業基盤の醸成について積極的な支援等の施策展開が重要であると考えております。

次に、山形セレクションは、ある意味で差別化的な要素が発生しているのではないかと御質問でございますが、山形セレクションにより認定された県産品、サービスにセレクションのブランドマークを表示するという事は、他の産品、サービスとの視覚的な差別化を図るものであり、本県ブランドの確立を目指していこうとするものであります。そうすることによって、本県独自の高い基準に基づき、厳選されたものがブランド化されるということでありまして。

一方、県内の事業者間における技術力の競争について考えたとき、その優劣はどこにでも存在するわけですが、セレクションの認定を行うということによりその度合いが明確化されるということは、現実問題として出てくるのではないかと思っております。セレクションに漏れたことでそれらの商品価値としてあらわれたり、価格に反映されたりと生産意欲や技術力向上に響かないかと心配されます。差別化が必ずしも悪いとは申しませんが、商品力、供給力の向上支援、技術、技能の向上支援、すぐれた人材、後継者の育成支援といった産業基盤の醸成強化策について、しっかり取り組むことが重要であると考えております。

次に、地域力向上のためあるいは寒河江のイメージアップのために、寒河江としてブランドの確立と今後の戦略についてのお尋ねがございました。

寒河江ブランドとして確立されているものは、御案内のように日本一のさくらんぼの里さがえや花・緑・せせらぎで彩る寒河江、そして東日本一のバラや東北一の神輿祭りがありますが、それらが名実ともに全国に認められるまでに至った経緯は、それぞれのキャッチフレーズをまちづくりの根幹に据え、市民と行政が一体となった取り組みを長期にわたり継続してきたことが実を結んだものであります。これらの実績と培われた大いなる自信を土台にしながら、本市のイメージアップにつながる新たな戦略についてでございます。

第1に、今年の4月に策定しました第5次寒河江市振興計画でうたっている「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市」にもありますように、寒河江の歴史と文化を生かした施策を展開していきたいと考えております。このため、本市の歴史と伝統に誇りを持ち、市民が意識を共有し、高めていくことが最も大切であると思っております。その価値が再認識されてきている本山慈恩寺の歴史や文化財、大江氏などにゆかりのある史跡や寺社、古くから伝わる民俗芸能や伝統行事、茶席「臨川亭」を通しての茶の文化、緑豊かな美しい景観などそれらにちなんだネーミングや商品開発によりまして、ブランド化やイメージアップも図らなければならないと考えております。

第2といたしまして、既に認知されているものを改善、充実していくことと考えております。その一つが「紅秀峰の里さがえ」に取り組み、主産地としての確立に努めていきたいと考えております。

第3は、本市が有するすぐれた資源を磨き上げることだろうと思っております。温泉のまち寒河江として充実を図るとともに、滞在型観光の拠点として広域的な位置づけを図っていかなければならないと考えております。

第4点といたしましては、新たな商品開発であろうと思っております。本市が有するすぐれた資源や伝統工芸、特産品を生かした取り組みが挙げられます。例えば酒造米、酒づくり米として栽培している「豊国」の稲わら草履が現在全国的に注目を受けておりますし、また特産の里芋つるりの利用による新製品の開発など伝統的な地場産業と農産物による新しい産業の創出も見えてきております。

以上のような商品、産品を市民や地域の人々に認知していただくことが必要であり、このための情報の発信や売り込み、支援が重要であり、これらを一体的に展開していくことが大切であると考えております。こうしたことから、地域力の増進には本市の歴史や文化に学ぶことが最も大切であり、そこから愛郷心が芽生えてまいります。こうした取り組みから寒河江らしさを打ち出し、さらに継続したアピールを市内外に行っていくことが寒河江ブランドをつくり上げていくものと考えます。

次に、地上デジタル放送化に向けた市の対応についてお答え申し上げます。

御案内のとおり地上デジタル放送は、電波の有効活用やテレビ放送の高画質化、高機能化を図り、さらに多チャンネル化やデータ放送などにより多様な情報提供を図るために、2011年7月24日で現行アナログ放送を終了し、テレビ放送をデジタルに変更するものであり、電波法の改正によって定められたところでございます。御指摘のとおりであります。

本県におきましては、2005年12月より村山地区でNHKをはじめとする三つの放送局で本年6月よりすべての放送局でデジタル放送が開始されております。

NHKに確認しましたところ、本市におきましては2005年12月の放送スタート時より高層建築物や山陰などの受信障害発生地域を除き受信が可能とされており、自宅設置のアンテナでUHF波による受信が可

能な地域は、地上デジタル放送も受信可能で、現行よりもきれいな画質で受信できるだろうとのことでありました。

また、難視聴地域の有無についてでございますが、一つには、高層建造物による受信障害解消やマンション、アパートなどの共同アンテナを設置している箇所地上デジタル放送受信のための機器未設置による受信障害が懸念されますが、こちらについては建造物等の所有者が対応すべきところでありますので、今後周知を行ってまいりたいと考えております。

二つ目の地理的要因による難視聴地域がありますが、下谷沢、いこいの森近くでございます。それから、幸生及び田代の3地区が難視聴地域として懸念されると思っております。これまで本市において、平塩、中郷、幸生及び田代の4地区が難視聴対策事業によりNHKと地区住民で、また下谷沢地区においては市のコミュニティ活動育成補助を受け、地区住民と共聴施設を設置し、テレビ放送電波を受信しております。NHKに確認したところ、平塩、中郷の施設については、地上デジタル放送移行に伴い、受信障害が発生しないとの調査結果から廃止が決定したということであります。他の3地区については、地上デジタル放送への対応を検討していかなければなりません、幸生及び田代について共同設置者のNHKでは、来年度からの対応になるということでありました。

本年8月1日の総務省の情報通信審議会の地上デジタル放送の利活用のあり方と普及に向けて行政の果たす役割についての第3次中間答申が出されておりますが、その中において辺地共聴施設への対応が盛り込まれているところであります。今後は、国及びNHKの動向を見きわめ、連絡をとりながら対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

椋津博士議員。

○椋津博士議員 第1問の御答弁いただきましてありがとうございました。第2問に入らせていただきます。

私は、山形セレクションというのは、これまで各自治体で物品をブランド化して販路拡大をやっているというようなことを取り組んでいる中で、一定の基準を設けて整理した、そして取り組んでいるということで、私自身は評価しております。

あと差別化についてなのですけれども、農業を営んでいる方にさまざまお聞きをしたのですけれども、これは強制的にやらせるというものではなくて、自分が自信を持ってつくったものを自分が応募して評価して認定してもらおうと。ですから、差別化だとは思っていないということを言っておりました。市長のおっしゃるとおり、やっぱり総合的な観点から産業基盤の整備というものをやりながらこういうことを一緒に進めていくということが一番大事だと思っております。

御存じのとおり山形セレクションに応募するには、農業規模、年間の生産高とかいろんな条件がついてまいります。それで、自分がこだわってつくったものをこれに応募したくても実際応募できない。そういう方は、部会などをつくって、まとまって一緒になって物をつくって応募したりとかして認定をもらっているというのが現実であります。そういうことから考えますと、先ほど言った全体的な底上げを図りながらやっていく一つの意味として、私は山形セレクションに寒河江市行政としても何らかの助言または手が必要ではないのかなというふうに考えております。

そこでお聞きいたします。山形セレクションについて、寒河江市としてどのような助長をしていくのか、考えがあるのか、お伺い申し上げます。

先ほど里芋つるりという言葉が市長の方から出てまいりました。一つの例を挙げさせていただいて質問をさせていただきますが、第5次振興計画基本計画の第3章第5節に地域経済の活性化と新たな産業の創出、本市特産である里芋つるりの親芋を利用した新商品開発の企画と書かれております。これはどういうことかなということで私も調べたのですが、里芋つるりの親芋、これはやっぱり商品価値がないということで、最終的には捨てられて処分されてしまっているのが現状だそうです。せっかくつくった里芋の親芋、これを何か有効利用できないかということで、ある酒造会社と話をしまして、その親芋を使ってしょうちゅうをつくれないうだろうかというような発想が浮かび上がり、早速その酒造会社は国税局の方に認可をもらうために申請をしたそうです。

しかし、なかなかこの現状の中で簡単にそういう新しく輩出するしょうちゅうについて認可がありません。寒河江市の方でもバックアップをして、寒河江市の特産であると、つるり芋は特産であるという形で書面で出してくださったということも聞いております。

しかし、国税局の方では、まだ寒河江市の特産品であるということは、生産量とかいろんなことから認めていないのが現状だそうです。それで、現在とんざしているという話でした。大変おもしろいアイデア、発想を持って、むだをなくして、そして新しい商品開発に向かっているということをお聞きして、何とかこういうことを進めて、新たな寒河江の特産品としていくべきではないかというふうに私も考えておりました。当たり前のことですが、新商品の開発におきましては、実を結ぶためにはさまざまなことをクリアしていかなければならないというのがやっぱり現実でございます。

振興計画の中に、伝統的な地場産業と農産物による新しい事業や新分野にかかわる起こす起業を積極的

に支援すると挙げておりますけれども、どのようなスタンスで支援策を考えているのか、お伺いいたします。

次に、地上デジタル放送につきましてですけれども、どういうことかといいますと、地上デジタル放送は画像と音声をゼロと1のデジタル信号に置きかえて送ってやるということでございます。現在のアナログ放送と比較しますと、約5倍の207万画素、それだけ鮮明に映像と音が皆様のもとに届くというようなことでございます。

先ほど言ったように、2011年の7月24日に今のアナログ放送がすべて廃止になるわけですから、この5年間で私たち受信している人間としては、デジタルに対応したテレビを買いかえるかまたは今のアナログ放送を受信しているテレビにデジタルチューナーを買い付けるか、買いかえるかといいますか、つけます。そういうふうに金銭的にかかって選択をしなければならないという猶予期間になっているわけです。

山形県における日本放送協会、私もちょうとNHKのことをお話しさせていただきますが、地上デジタル放送受信エリアのカバー率の予定をちょっと話させていただきます。2006年末に県内の94.2パーセント、2008年末に97.3パーセント、2010年末に98.1パーセント、この比率というのはシミュレーションでやっておりますので多少の誤差は生じると思いますが、今アナログ放送、現在の放送を見れる家庭を100とした場合に2010年末で98.1パーセント。ということは、1.9パーセントの今テレビの映っている方が見れなくなるという数字であります。これは、必ずしもこの寒河江地区のどこかに当たるかということはこれからの展開ではっきりはしておりませんが、全くないとも言えない。こういう数字があらわれております。まだ始まったばかりということもありますけれども、今後当局の方でもこのデジタル化に伴いまして、推移をずっと見守っていただきまして、地域間格差のないような形で2011年の7月を迎えられるように御配慮の方をお願いしたいと思います。

あともう一つなのですけれども、先ほど言われた難視聴地域、これ総務省の方では概算要求として平成19年度11億6,100万円の国に対する助成を要求しております。まだ決定ではありませんが、もし何かあった場合そういう予算も使っていくような考えを頭の隅の方に置いていただいて、何とか全地域が平等に見られる体制を整えていただきたいというふうに思います。これは要望となります。

これで第2問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 今回の山形セレクションというのは、御指摘もありましたし、答弁も申しあげたところでございますけれども、要はこれまでのブランド化とあるいはブランド品というものは、産品だけに限らず、観光面でもこれを広げていくということだろうと思っています。

それからもう一つには、高い水準に位置づけるということ。そして、産業基盤そのものを構築していく、醸成していくと、こういうこと、簡単に言いますとそういうように理解していいのではないかなと、このように思っております。そういう中で、御指摘のように全体的な底上げを図るということだろうと思っております。

そこで、このセレクションに対しての寒河江市としての助言、指導のあり方のお尋ねがございました。やっぱり私は、ブランド化の上のまた高水準のブランド化ということでアピールしていこうということでございますから、それに漏れるということになりますれば、やっぱりランクづけというものが否定できないわけでございますから、せっかくこういう山形ブランド品というものをつくろうとしておるわけでございますから、こういうせっかくの制度というものをやっぱり十分に利用するといえますか、活用していくということが必要だろうと思っておりますし、そのことによって寒河江市の産業基盤づくりが可能になるということでありましたら、やっぱりそれに向かって進まなくてはならないと思っております。

それから、里芋としょうちゅうと、一つの事例を挙げての御質問かと思えますけれども、やはり第1問で答えましたように、生産減反されましたところの土地、農地を利用して、そこに豊国を植えると、そしてそれを草履づくりに資する、そしてまた豊国米でつくったところのお酒というように考えて今実施されておるわけでございますけれども、この里芋にしましてもやはり必要なのは、そういう農家の方々と企業の方と、それから行政というものが一体となってそういう里芋をいかに生産量をふやして……ふやしてもそれを使い道がない、消費されることがなければ農家の方々もつくりませんようになりますから、それをしょうちゅうに使うという醸造主ということとの連携ということが必要だろうと思っておりますし、それを結びつけるところの行政の支援と。やっぱり行政の後押しということが消費地に向けてもあるいは企業間においてもこれは大きな力になるかと、このように思っておりますので、やはり行政と一緒にあって、そしてまたその販売網というものをこれを開拓するということが、これもまた必要だろうと思っております。

寒河江の酒は、非常に有名なわけでございますけれども、寒河江のしょうちゅうと。それが里芋からつくったというようなことになりますれば、また九州や沖縄のしょうちゅうと違った意味での寒河江のしょうちゅうというイメージといえますか、産品としてのこのブランド化といえますか、それができるのではなからうかなと、このように思っております。

それから、ですからこの起業、いわゆる起こすと、業を起こすと、起業に対するところの支援というようなことにつきましては、今言った農家の方あるいは醸造主とかあるいは販売の分野とか、そういうところの結びつきというものを行政としては考えていかなければならないと、このように思っております。

それから、アナログ放送からデジタル放送に切りかえた場合、いわゆる難視聴地区が生じはしないかあるいは生じたときの対応というようなことについてのお尋ねでございますけれども、第1問にも申しあげましたように、いろいろNHKと関係方面に聞いておまして、その対策を考えておるところでございますので、おっしゃられましたような国なりあるいはNHKでございますか、そういう助成の制度があるということにつきましても十分勉強して、住民の負担にならないようにあるいは市としての負担にも余りな

らないようにうまく活用した中で、このデジタル放送を市民挙げて全員がきれいな画像で見られるという
ような方向に努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○新宮征一議長 榎津博士議員。

○榎津博士議員 ありがとうございました。やはり新しいブランド化に向けたこの寒河江の新しいPR、大変重要だと思っております。でき得る限り行政としてできることは手を携えて一緒に取り組んでいくということをお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○新宮征一議長 通告番号5番、6番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた御意見や職員の切実な声をもとに、私の考えや提案も含め順次質問しますので、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号5、市政一般について、 保育所の整備について伺います。

一つは、なか保育所の子供たちの送迎時の安全対策と周辺道路の混雑解消策についてであります。周辺の道路事情からして、送迎時には大変混雑しており、特に冬期間は苦勞されています。これまで事故が起これないのは不思議なくらいとの声を地域住民や保護者を含む保育所関係者から聞きます。この対策として、隣接の空き地、元営林署の官舎が建っていた土地を取得し、活用することで送迎車の流れをスムーズにすることが可能であると思います。土地の取得にはタイミングがあると思います。これまでも担当課と協議してきました。当局においても、土地開発公社を含め具体的に対応されていることを承知していますし、評価をしているところであります。相手の方でもその土地の有効利用計画があるようです。

しかし、なか保育所の整備の面からすると、どうしても必要な土地だと思えます。従って、双方が成り立つように、代替地等も含め、誠意を持って協議し、実現を図ってほしいと思えますが、現状と課題及び見通しについて伺います。

二つは、保育所のトイレの整備について伺います。

一つは職員用、いわゆる大人用トイレの確保の問題です。保育所全体に共通するわけですが、なか保育所の場合で申しますと、職員用トイレは一つしかありません。職員は、保育士、調理師を含め、全体で27名だそうです。もちろん交代制もあるので、常時27人ではありませんが、利用時間が集中し、込み合うために水分を控えることもあるそうです。職員にとって切実な問題となっています。

今保育所は、地域に開かれた運営を行っており、保護者や地域の方々も男女を問わず来所される方が多くなっております。もちろん男性の保育士もいるわけでありまして。従って、大人用のトイレの数が少ないことと男女の性別区分けの必要性があることであります。

二つには、子供用トイレの整備、改修であります。なか保育所の子供用トイレを見て唖然としました。男子、男の子供の大使用と女の子のトイレとして、和式便器のものと障害者兼用として洋式便器が一つありますが、それぞれの便器が横向きでなく、入り口に向かって前向きにつくられています。ところが、入り口のドアが取り外されたまま丸見えの状態になっているのであります。性的な恥ずかしさを受けることは、まさに幼児虐待になるのではないのでしょうか。このようなことが市立保育所の中にあってはならないと思えます。職員の方々も前から要求しているが、いまだ改善されないし、しつけ上も問題あると心を痛めているのであります。

そこで、2点について伺います。一つは、保育所におけるトイレ設置基準はどうなっているのか。二つには、指摘した現状は人権にもかかわる問題であり、直ちに改修すべきと思えますが、市長の見解を伺います。

2番目に、チェリーランド河川敷公園内へのトイレ設置について伺います。

平成15年6月議会で、今は亡き安孫子市美夫議員の質問に対し、河川法上仮設トイレも考えられるが、悪臭や衛生面、景観を考慮すると仮設トイレはふさわしくないとの答弁でした。さらに、公衆トイレと各施設のトイレを利用してほしいというものでした。この答弁を受けてからも河川運動公園を利用している方々からは、トイレを設置してほしいとの声が続き寄せられています。山形市の馬見ヶ崎河川公園内や中山町の最上川河川敷公園内にもトイレがあります。いずれも洪水時には撤去するというので、占用許可を得たいいわゆる仮設トイレです。不特定多数が利用し、悪臭や衛生面、景観上も格別問題はないと思います。そこで、再度設置について市長の御見解をお伺いいたします。

3番目には、カメムシ対策について伺います。

カメムシ被害は、法律や県条例が改正され、いわゆる野焼き禁止が打ち出された平成12年ごろから平坦部にもあられ、その後拡大し、大きな問題になっています。以前は、春の堰払いなどの際に野火をつけて水路沿いや畦畔の枯れ草を焼くことで、越冬した病害虫の駆除がされていたものと思います。ところが、野焼き禁止後は野焼きができず、夏季間に変な苦勞をしながら、草刈りなどの除草、殺虫剤散布などによる防除方法がとられています。しかし、被害は防ぎ切れていません。私は、農薬が出る以前から何千年もの間行われてきた野焼きの効果を見直す必要があると思います。もちろん環境問題を軽視するものではありません。

そこで、現行の薬剤を使用する防除方法と従来の野焼きによる方法が生産者や消費者、地域住民にとってどちらのリスクが大きいか、農業団体などと一体となって調査をすることを提案します。その結果を公表し、住民の理解を得る中で有効なカメムシ被害撲滅対策が講ぜられるべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

4番目に、既存公園の維持管理について、いこいの森の管理について伺います。

指定管理者制度によって、いこいの森管理会が管理をしており、大変努力されている姿を見えています。ところが、この夏の埼玉県ふじみ野市のプールで女儿死亡事故発生以来、特に安全管理について心配されているようです。管理会として危険と思われる箇所については、写真をつけて担当課に報告されているとのことですが、3点について伺います。

一つは、沼周辺の安全対策について、特に除水吐きと周辺の防護さくの欠落箇所について即対処すべきと思いますが、どのように認識され、対応される予定なのか伺います。

二つは、指定管理者制度のもとであっても、安全にかかわる施設整備については、基本的に市でやることになるとは思いますが、どうなっているのかお伺いいたします。

三つには、39種類1万本を超える樹木を植栽し、39ヘクタールの面積を散策できる林間歩道がつくられているわけですが、松くい虫被害木の倒木の危険などから、一部を除いて歩道の刈り払いもされず、放置された状況にあります。しかし、防犯面や以前可能であった林間歩道での森林浴や林間オリエンテーリングなどいこいの森全体が活用できるように、林間歩道をも含めいこいの森全体の維持管理をする必要があると思いますが、御見解を伺います。

5番目に、土地開発公社の用地取得価格の適正化について伺います。

土地開発公社の平成17年度決算に、代替土地が原価から時価評価への評価がえが載っています。それによると、代替土地の畑が10アールあたりに換算すると、土地代300万円に補償費97万5千円をプラスして取得した土地が120万円になっています。同様に田が380万円で取得したものが時価評価200万円となっています。中1年を置いただけで40パーセントに評価が下がっているのです。問題なのは、200万円の田を

380万円で買い、120万円の畑を300万円で買っていることだと思います。これでは土地開発公社が農地の価格引き上げをしていると言われかねませんし、農地の集積への影響も心配であります。

公社の土地の取得に当たっては、不動産鑑定などをして適正な価格で取得されていたと思いますが、なぜこのようなことになっているのか、また今後このようなことが起きないようにどうされるのか伺いたいと思います。

次に、通告番号6、寒河江市教育振興計画について、中学校給食について伺います。

私は、7月に文教厚生常任委員会で千葉県松戸市の中学校給食について視察研修をしてまいりました。松戸市における中学校給食の特徴は、弁当と給食の選択、献立メニューの選択ができること、それに直営と委託の両方があるものの、全校が自校調理でやられていることでありました。松戸市における中学校給食実施までの経過は、昭和51年に13万人の署名による中学校完全給食を求める陳情に始まり、教育委員会は調査会を設置し、昭和54年に時期尚早、56年には現在やるべきでないとの答申を受け対処してきておりました。昭和59年に総合計画策定に合わせアンケートを実施した結果、保護者の69.02パーセント、一般市民の51.61パーセント、教職員の31.63パーセント、生徒の44.08%、アンケート全体では49.08パーセントが賛成と、市民の半数が中学校給食を望んでいることが判明しました。

しかし、その後も教育当局の基本方針に変化がないことから、市議会は昭和62年に中学校給食懇話会を設置し、中学校給食について生徒の心身の健全な発達を図るためにはいかにあるべきかを主眼に、実態を踏まえた調査研究のもと、一つは小学校給食の延長ではなく、家庭と生徒の多様なニーズの選択が可能となる創意と工夫に満ちた給食の提供が望ましい、二つには中学校の給食事業を進めるに当たっては、松戸市中学校給食事業基本方針というべき事業の基本的な方針を定めて取り組むことが望ましいとの答申をまとめ、63年7月に市長に提言しているのであります。

これを受けた当局は、63年10月には事業開始準備委員会をスタートさせ、予算措置、準備室の開設と議会の提言を真摯に受けとめ対応されてきておりました。平成2年5月には、国の許可を受け、6年には弁当と給食の選択、献立メニューの選択、自校調理直営方式での試行が2校で実施されました。その後、平成4年から7年まで毎年4校から6校ずつ拡大され、平成7年には21校全校で実施されていました。

このように、中学校完全給食が必要な人と必要でない人の違った住民要求を解決するためには、やるかやらないかだけでなく、住民に選択できる内容にすることはこれからますます重要になってくると思いますが、学ぶべきだと思います。

寒河江市振興審議会は、第5次振興計画基本計画について審議結果を意見書にまとめ、2月10日に市長に答申しています。その中で、中学校給食について、第6章第2節、食育の推進で中学校給食については教育振興計画の中でということであろうが、進めるべきであるとなっています。

ところが、今回議会に示され、検討委員会に諮問された教育振興計画素案を見ますと、学校における食育の主な取り組みとして、希望者に対する弁当販売方式の検討(中学校)となっています。これでは、振興審議会の審議経過や答申が尊重されていません。審議会に参加した委員の一人としては、まさにだまされた、裏切られた思いであります。寒河江市振興審議会の会長は、市教育委員でもあります。寒河江市振興審議会やその会長としての権威はどうなるのでありましょうか。また、振興審議会には教育委員会所管の課長等も出席しており、経過は十分承知しているはずであります。なのに市教育委員会が示した今回の素案では、市民や振興審議会の委員の信頼を損なう行為であると指摘せざるを得ません。

そこで伺います。振興審議会の審議経過と答申を尊重し、市教育振興計画素案に示された希望者に対す

る弁当販売方式の検討(中学校)を削除し、小学校、中学校の完全給食の実施を追加し、23名の委員の方々に多角的な観点から検討してもらうようにすべきだと思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたしまして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、保育所の整備についてでございます。

なか保育所の隣接地である、山形森林管理署山岸職員宿舎敷地の取得についての御質問であろうかと思えます。この件につきましては、平成14年9月の一般質問にもあり、山形森林管理署に譲渡の願いをしましたが、譲渡に関しましては明確な回答は得られなかったところであります。

そして、今年の5月に宿舎の解体がなされたことを機会に、改めて保育所児童の送迎時の交通安全確保と環境整備の観点から取得に向けてお願いに行ってきたところであります。

山形森林管理署としましては、建物の老朽化に伴い解体したが、官舎整備の具体的な方針が定まっていない段階では処分は考えていないとのことであります。そこで、官舎の建設地を他に移すことの方法などについてもお願いしたところでありますが、代替地による交換はできないとのことであり、現段階での取得については困難と考えておるところであります。

ただし、森林管理署の状況が変わって、売却や交換が可能となった場合は、市に連絡をいただけるとの返答をいただいております。

次に、保育所職員及び児童用便所の整備についてでございます。

市立保育所は、御案内のように昭和47年にみなみ保育所を開設し、その後昭和52年にしばし保育所、以後順次整備を行って現在に至っているところであります。

施設の整備基準を示す最低基準では、便所の便器等の数に基準はありませんが、入所児童の定員や職員数を考慮して、建物全体の基準面積の中で整備を行ったものであります。市立保育所全体として、建設当時と現在では社会情勢及び職員体制についても大きく違ってきており、数量等では十分でないと思われませんが、現状での改修は困難であり、お互いに休憩時間を調整しながら対応していただいております。

また、なか保育所の児童用の便所についてのごですが、男子用の小便所は5個で、女子用の便所は和式が3個に洋式が1個となっており、洋式は障害児用への介助として和式から改修して整備したものであります。

しかし、今の時代、各家庭では洋式がふえており、児童が和式ではなれなかったり、不安に感じたりすることもあり、今後整備計画を立てて順次和式から洋式へ考えていかなければならないと考えているところであります。

次に、チェリーランド河川敷公園内へのトイレ設置のごでございます。

河川敷公園8ヘクタールの中に、全天候型テニスコート4面、ゲートボール場6面、野球やサッカーのできる多目的球技広場があり、その他にも軽スポーツやイベント、憩いの広場としての多目的広場、さらに野外で食事が楽しめる芋煮広場、水遊びが楽しめる親水空間があります。昨年の年間利用者数は約3万1,000人で、市内外からの方々より利用いただいております。

チェリーランドは、チェリーランドさがえ及びさくらんぼ会館などと河川敷公園は一体的な計画の中で整備されており、河川敷公園利用者の用便はさくらんぼ会館のトイレ、チェリーランドさがえのトイレ及び公衆トイレを使用されるように計画し、適切に配置されております。従いまして、公園利用者にもこれらのトイレを使用されるよう伝えておるところでございます。

次に、カメムシ対策でございます。

カメムシは、稲の出穂期に畦畔、農道などから水田に侵入し、穂に害を与え、米の等級格下げの要因となる斑点米を引き起こす害虫であることから、斑点米カメムシとも呼ばれ、近年その被害は本県をはじめ全国的に増加傾向にあります。本市においてもここ数年被害が目だってきており、2等米以下の等級格下げ要因の中でカメムシ被害が第1位となっております。このため、県や市町村、JAなど行政と民間が連携した高品位米づくり運動を進めるための米づくりやまがた日本一運動県本部及び今年から設立された県や西村山管内の市町、JAなどで組織するところのさがえ西村山カメムシ被害撲滅対策本部では、カメムシ防除について関係機関団体と連携しながら、地域が一体となった組織的かつ効果的な防除対策の取り組みを推進しているところであります。

現在のところ、カメムシの防除対策としては、カメムシの発生源である農道、畦畔などの草刈りの徹底により生息場所をなくすことや農薬散布による一斉防除が効果的とされており、米づくりやまがた日本一運動県本部やさがえ西村山カメムシ被害撲滅対策本部では、数回にわたる生息調査を実施し、稲作だよりなどで情報を随時提供しながら、一斉草刈りウィークの設定や地域ぐるみの防除の呼びかけなどを実施しているところであります。

さらに、生息調査によれば、航空防除の対象から除かれている遊休農地や雑草地などにおいて発生数が多い事例が見られることから、JA水稻部会では支所単位に道路ののり面や雑草地などのカメムシ多発箇所において独自に一斉防除を実施しております。今後とも地域を挙げてそれらの生息場所の草刈りや防除の徹底を図ることが重要であると考えております。また、カメムシの生息場所の一つと見られる道路や線路ののり面、河川堤防などについても、関係機関に対して毎年カメムシの発生状況に合わせて、期間を限定した草刈りの実施、7月末までですとカメムシをふやさないためと、そしてまた草刈り中断、いわゆる8月1日から8月の末、いわゆるカメムシを水田に追いつまないためということでの雑草管理について協力要請を行っているところであります。

それで、畦畔などの野焼きについてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定によりまして、周辺環境に与える影響などから近年は行われなくなってきております。野焼きとカメムシ予防の関係については、現在のところ明確な因果関係が不明であり、米づくりやまがた日本一運動県本部やさがえ西村山カメムシ被害撲滅対策本部、そして農業技術普及課などの関係機関などと連携を図りながら、その因果関係と周辺環境に与える影響等の調査について検討してまいりたいと考えております。

次に、いこいの森の施設の維持管理のことについてにお答えいたします。

御案内のようにこの施設は、花と緑と水辺のまちづくりを目指し、谷沢沼周囲の面積39ヘクタールの恵まれた森林を整備し、憩いと遊び、自然との触れ合いの森として平成3年にオープンしたものでございます。施設の安全対策は市の責任で行うべきではないかとのことでございますが、施設の管理については今年度より指定管理者として寒河江市いこいの森管理会に業務を委託しており、基本協定並びに事業計画に基づき管理していただいております。施設の安全対策につきましては、指定管理者募集要項の管理仕様及び基本協定に明示しており、安全点検や軽微な補修等は指定管理者において行うこととしており、それ以外の補修等は市において行うこととしております。

それから、老朽化した施設の改修についてでございますが、開設から15年が経過し、風や雪に直接さらされている木製の施設は、傷みの激しい箇所も見受けられるようでございます。特に沼周辺の転落防止さくや余水吐のカバーなどに傷みが見受けられます。常時巡回パトロールを行い、危険箇所については応急

処置を行っておりますが、応急処置が困難な箇所については使用を制限したり、利用者が近づかないようにするなどの方策をとっております。また、予期せぬことで沼に転落した場合のことを想定し、沼から脱出できるようロープを水面にはわせているなどの安全策も講じております。すべての危険箇所を改修するには多額の予算を必要としますので、危険度に応じて撤去または計画的に改修を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、散策道路のことでございます。

今申しあげましたように、開設から15年の歳月がたち、県営生活環境保全林事業により植栽された樹木や雑木の成長とさらには樹木の倒木などにより、現在では散策が困難な箇所もあるようでございます。従いまして、予算の関係もありますが、できるだけ下刈りなどを行い、散策可能な状態にしまして、市民の利用にこたえてまいりたいと考えております。

次に、開発公社の取得した土地の問題でございます。

今年の6月の定例議会に、行政報告として公社の決算書を提出し報告済みのものであります。公社における土地の取得価格は、理事会におきましてその都度報告されておりますし、今回の決算の理事会の前に公社の役員協議会を開催いたしまして、評価減についてあらかじめ審議をしていただき、評価減を決定しているものであり、公社自体の問題と考えております。

しかし、公拡法により設立団体の長に公社の監督権が付与されておりますので申しあげますが、質問されている当該案件の取得価格等につきましては適正であると思っております。

私からは、以上でございます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後 零時00分

再 開 午後 1時00分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 教育振興計画素案にかかわって、中学校給食についてのお尋ねがございましたので、お答えいたします。

このたびお示しいたしました教育振興計画の素案は、教育委員会の十分な検討を経て作成したものでございます。中学校給食について、その基本的な考え方については、これまでも議会の中でたびたびお答えしてきたところでありまして、今も変わっておりません。このことは先ほどもお答えしたところでございます。

さらに、国においては、食育基本法の制定、そしてこれを受けた食育推進基本計画が策定され、国を挙げての食育推進体制が構築されようとしており、ますます食育の重要性がクローズアップされてきております。

このような状況の中で、身体的にも精神的にも自立に向けた大切な準備期間にある中学生にとっては、さまざまな経験や人、社会とのかかわりを通して多くの事柄を身につけながら、自分の食を自分で選択し、自分でつくるなどの体験を積むことが主体的に生きる力を養って、将来にわたり自分の健康を自分で守り、つくっていくことができる資質を身につけるために重要であると考えます。このような観点に立って、中学校においては弁当持参によるミルク給食を行いながら、学校、家庭、地域が連携して食育の充実を図っていくことをうたったところでございます。

次に、希望者に対する弁当販売方式の検討についての御質問がございましたが、このことについては先ほど石川議員にお答えしたとおりでございます。従って、このたびお示した計画の素案については、そういう考えに立っておりますので、現時点でこれを変更するという考えはございません。

以上でございます。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 1問目の答弁をいただいたわけでありませうけれども、もう少し議論を深め合わなければならない課題がいっぱいあるわけでありませうけれども、項目も多かったし、残り時間の関係からして、さまざまな問題についてはまた別の機会にさらに深めていきたいという部分もありますので、全部でなくて、その中で絞って2問をさせていただきたいというふうに思います。

それで、なか保育所の関係、駐車場の関係については、ぜひ状況、相手の方もあるわけですし、相手もなか保育所の整備のためにはやっぱりあの土地が寒河江市として欲しいというこの状況もわかりますというふうな、しかし向こうにもいろんなことがあるわけですので、ぜひ双方がうまくいくような形で、実現するような形で引き続き努力をしていただきたいということを申しあげておきます。

それから、なか保育所のトイレの関係でありますけれども、今後順次整備をというふうなことであったわけですが、やはり実態申しあげたとおりでありますので、早急を実現方をお願いをしたいということが一つです。

それから、子供の女子あるいは男の子の大便に使うこのトイレの関係、前の扉ないという状況、これはやっぱり異常だというふうに思います。従って、緊急にこれは対応していただきたい、そういうふうに思います。

しかし、こういう問題、安全の面とか人権にかかわる部分というのは、現場では常に上げているのだそうです、何年も前から。ところが、今回のこのケースでも財政当局へ行くと上がってきていないということがありました。従って、1問目でも申しあげましたが、埼玉のあのプールの事故のようにこれを調査するというふうになると全国的にすべてもうぱっと上がるのですけれども、日常的に現場で働いている人たちが安全面あるいは人権が侵害されているような部分というのは、やっぱり現場にいる人一番わかるわけありますから、そういうものが常に上に上がるシステム、そして予算づけの際には何を優先するかということを判断する際に、そういう安全の問題、人権が侵害されているような問題がやっぱり市長が判断する際に、予算づけを決定をする際に的確に見れる、そういう行政システムになっていないとだめなのではないかなというふうな感じをしていますので、ぜひこういう点を受けとめていただいて、今後対応していただきたい。特に子供用のトイレのドアの設置については、早急にしていただきたいというふうに思います。

そして、なか保育所の職員用のトイレ一つしかないわけですが、それがあるといって、よその保育所では職員用一つであっても、幼児用の.....やむを得ない場合、ドアある子供用のトイレも利用できるのだそうです。ところが、まるきり何にもないところではもう使えないと、本当に大変なのだということなので、前にはカーテン下げたときもあるそうです。しかし、カーテンではやりきれなかったというふうなことで、ぜひ対応していただきたいということを申しあげておきます。

それから、いこいの森の関係で、安全の問題、安全対策の部分申しあげましたけれども、契約にも協定にもあるように、軽微な部分は指定を受けた団体でするにしても、それ以外のものは市でというふうになっているわけですが、現実にはこの担当者は、こういう問題ある、こういう問題あるというようなことで感じるというわけ。しかし、もし事故起きたときにその管理者たちが対応していないのではないかと言われたときに困るからというふうなことで、あの埼玉のプールの事故以降やっている人たちが本当に心配になるというようなことがありましたので、ぜひ市がやるべき部分なども大分あるようですので、それ

らを市全体の施設のものを把握をしていただいて、そしてまさしく限りある財政の中で対処をしなければならぬわけでありますので、何が必要で何が緊急性あるのかということと19年度の予算をつくる際に、そういう問題点が一つ一つ克服されるような形をお願いをしたいというふうに感じてそういう関係の質問をしたところでした。

それから、カメムシの関係については、関係機関と検討したいというふうなことでありますので、ぜひそういうことでお願いをしたいと思います。撲滅対策本部でも野焼きのことが具体的に提起をされています。それが住民の理解がないままに進んでいって、住民と生産団体とが対立するような形になったのでは非常に困りますので、先ほど市長の答弁のようにぜひうまくいくようお願いをしたいというふうに思います。

それから、中学校給食の関係でありますけれども、教育委員会の中学校給食に対する考え方は基本的に変わりありませんというふうに、きょう私にもあるいは前段の質問にもありました。

しかし、私松戸市の視察をして全く感じてきたのですが、打ち合わせの段階でも申しあげているのですが、住民ニーズが多様化してきているわけです。あるいは中学校給食で具体的に言いますならば、中学校の完全給食を実施してほしいという人と、いや、愛情弁当が大切なのだと、だから給食は必要ないと、弁当とミルクで十分だという方と住民には考え方相反する考えになるわけです。もっと言えば、教育委員会と住民との考えも違う形になる。

しかし、全員が一つだから物事をするのではなくて、違う要求があった場合に行政はどういうふうに対応するのがいいのかというふうなことだと思っております。そういう意味で、松戸市の場合は選択方式というものをとってきた。あるいはそういうふうに住民と行政が対立をする関係、違う考えがあった。しかし、住民の要求というのは潜在的なもので消えない。ずっとその要求があり続ける。

従って、そうしたときに議会はどうかあるべきなのかということで、松戸市では議会に懇話会をつくって提案をしていった。それは、選択方式を、弁当と完全給食と両方、生徒や住民が選択できる方法、こういうものをした方がいいと。そして、中学校給食というのは必要だ、子供の健全な心身ともに発達をするというふうなことからどうかと考えるならば、中学校の給食というのは必要だ、国やあれでももちろん実施の方向性が示されているわけですから。そういうふうなことになったということです、議会は。そして、提言を市長にした。この提言を受けて、議会側、私は議会も、やっぱり寒河江市議会もそういうふうな提言ができるような形にみんななっていきたいなというような思いをしてきました。

それから、その提言を受けて、当局があるいは教育委員会が、やはり市民代表の議会が決めたもの、そして住民と対立する案件、これをどうするかというふうな形の中で一歩前に、この選択制、弁当と完全給食を選択をできるという道を歩み出して、住民の相反する要求にこたえていける道を選んだということです。そのことを私は1問目でも申しあげたのです。

従って、寒河江市の今の教育振興計画は、説明の段階でもたたき台ですというふうに言っているわけですから、ぜひまとめるに当たっては、私はこの前松戸の実態を見させていただいて、寒河江市のような今のような状況の中から行政が活路を見出していくという意味では、非常に参考になるなというふうに思いました。

従って、弁当販売方式などは先進地域ではどういうふうにやっているかというようなことも研究されているようですので、ぜひ松戸の状況なども教育委員会でもあるいはこの検討委員会などでもそういう提起が、議会でもあったということとさせていただければありがたいなということをお願いして2問にしたいと

……。

それから、検討委員会の関係では、ホームページで会議録が掲載されていますけれども、私もちょっととってみました。ところが、23名と言いますが、どなたがメンバーになっているのかわからないという状況です。第5次振興計画を審議した市の振興審議会などは、全部どういうメンバーが、部会は何、委員はこういうふうな形でというふうなこととなっておったわけでありまして、ぜひこういうことについても、教育委員会としてももちろんそこに検討会に諮っていたというふうには思うのですが、姿勢としてはやはりどういう方がしているのかというのは、ホームページに見れるようにしていただきたいということをお願いをしたいと思います。このことについても御見解をお聞かせをいただきたい。

開発公社については、もちろんそれが違法だとか何かではありません。これは適正にと言いますが、私から見て、1年後に4割に、同じ人が判定して次の評価でなるというのは問題だなというふうに思いますので、そういう指摘を受けとめて今後対応していただきたいということで2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

残り時間が5分ちょっとですので……。

○佐藤誠六市長 なか保育所の問題、それからいこいの森につきましても、1問で答弁申しあげたことに多くをつけ足すこともございません。そのとおり、1問の答弁のとおりでございますが、なか保育所の場合は設立当初と違いまして児童数も職員数もふえておるわけでございますが、そしてまた設立当初からあの施設そのものが私は目いっぱいなものだったなと思っております。それにおきましては、非常に余裕のない施設だろうと、このように思っております。ですけれども、整備計画などの中で順次予算等もにらみ合わせまして考慮をしてみたいと、このように思います。

それから、いこいの森にしましても、これ15年を経過しておるわけでございますが、非常に木造ということになりますと、当初は非常にいこいの森にふさわしいようなものだったわけでございますけれども、今になりますとやっぱりいろいろな箇所におきまして老朽化が進んできておまして、それが撤去しなくてはならないものとかあるいは補修をしなくてはならないというものになってきておるわけでございますので、十分安全、安心というようなものに留意して、これも危険な箇所等々から手をつけていくというような気持ちで取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 広く食育と給食と、特に中学生という人生におけるある重要な時期における食育というものについての持つ意義については、平成17年に施行された食育法を見るまでもなく、これまで議会でもお話し申し上げてまいりましたし、それからお手元にお届けいたした素案、教育振興計画の素案の中にも盛り込んでいるところであります。このことは、ぜひお読みいただきながら御理解いただきたいと思います。

なお、今後の進め方についての、あるいは検討委員会の進め方についての御質問がありましたので、担当の方から答弁させていただきます。

○新宮征一議長 学校教育課長。

○熊谷英昭学校教育課長 それでは、何点かについてお答えを申し上げます。

初めに、検討委員会の委員のホームページへの掲載ですけれども、検討委員会は今原則公開でやっておりますので、ホームページへあえて検討委員の名簿を登載することについては考えておりません。

なお、先ほど振興審議会での経過についての御質問というかありましたので、ちょっとお答えを申し上げます。振興審議会やその部会において、中学校給食に対する御発言や御意見があったことについては御承知しております。教育委員会では、協議会を開催して今回の素案をまとめてきましたけれども、そのまとめるに当たってはそれらの振興審議会での発言や意見などについても十分に踏まえ検討し、作成したものでございます。

なお、第5次振興計画の答申時に市長に意見書と一緒に提出されておりますけれども、意見書のとらえ方については川越議員が理解していることと、私どもが理解していることはちょっと違うのかなというふうに考えております。

以上です。

○新宮征一議長 川越議員。

○川越孝男議員 それでは、最後の部分だけ、振興審議会の意見書が見解違うというふうなことであったわけですが、それを求めた総合政策課では私と全く認識一緒だということが、あるいはまとめて提出した側はそういうふうに言っているということだけ申しあげて、時間になりましたので、再度この問題については別途別な場で説明をしていきたいというふうに思います。

内藤 明議員の質問

○新宮征一議長 通告番号7番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は、通告しているそれぞれの課題について市長に質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきます。

最初に、指定管理者制度の選定基準と欠格条項等の規定についてお尋ねをいたします。

さて、指定管理者制度は、短期的な視野に立って、自治体の逼迫する財政状況を打開するための一つの方策としてだけ見られがちであります。そもそもは公共サービスをすべて行政が自ら担う必要があるのかということでありました。自治体の非効率性やむだを排するという視点と指定管理者制度を結びつけ、即効性のあるような論調もありますが、必ずしも指定管理者や民営化をすればむだがなくなるわけでもないし、世の中には非効率でむだが多くても意義の深いもの、あるいは未来への投資としてなくてはならないものも多く存在いたします。教育、学術、科学技術などの基礎研究、そして文化や芸術活動などの領域は、すべての住民の福祉に資するという点でまさに自治体の任務と自覚すべきものと思います。

ところで、本市においても行財政改革の中で指定管理者制度を活用しておりますが、自治体にはいろいろな価値観や立場の人たちがおり、いろいろな考えや権利を主張することが数多くあります。また、行政には、それをコーディネートし、合意形成を図り、社会的価値を実現していく役割もあると思います。社会的価値を実現していく上でコストの削減は重要なことではありますが、市民の中には指定管理者制度に不安を抱く方も少なくありません。

そこで、こうした不安を解消し、安定した公共サービスを提供するために、民間委託の場合も同様であります。指定管理者としての欠格条項を規定しておく必要があるのではないかと思います。例えば過去に労働関係法に違反をして重大な社会的影響を及ぼした者であるとか、障害者雇用促進法の1.8パーセントに達せず、納付金を納めていない者なども考えられるものと思います。また、評価の面においても、その1.8パーセントを超えている場合は加点することや環境配慮も加点し、逆に男女共同参画における一般事業主行動計画などを策定していないことなどは減点の対象にするなど、公共サービスに責任を持つ自治体として配慮すべきことと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、公平で公正な行政を推進するためのコンプライアンス条例（法令遵守）の制定についてお尋ねをいたします。

行政は、行政運営に当たっては、住民に対して公平公正であるべきことは今さら言うまでもありません。また、職員には全体の奉仕者として公共の利益を目指して、法令遵守のもとに公正な職務遂行が求められるものと思います。

ところが、職員への不当な働きかけや要求などで特定の企業や人々に有利になる政策変更などを行い、あっせん収賄罪などで逮捕される事件が全国の自治体で起きており、議員など公職者からの不当な要求のもとで、職務上の義務違反なども指摘されていることは御承知のとおりであります。

一昔前に「私たち一般市民では幾らお願いしてもだめだったが、議員にお願いしたら、私たちではできなかったことも即座に実現した」などという逸話を選挙の票集めのためにその選挙時に持ち出し、有力議員としてもてはやされた時代がありました。分権時代にあってはまさにばかげた話であります。

しかし、市政報告会などにおいて、首長に近い議員なので大概のことはかなえられるなどというような発言が今もってあるということを耳にし、驚いております。公職にある者の話だけに住民は公平さを欠く行政運営がいまだになされているのではないかと指摘をし、疑心暗鬼になっています。本来行政は、首長に近い有力者と言われる人であっても、議員であっても、一般の市民と変わりなく公平に対処されなければなりません。不当な要求や口ききなどで職員が法令違反や行政手続きにおける職務上の義務違反などはあってはならないことで、行政は住民の厳正な信託によるものであることを再確認しなければならないものと思います。

そこで伺いますが、先進地に学び、このコンプライアンス条例を制定し、これまで以上に公平で公正な行政運営をなすべきと考えます。また、正当な議員活動を尊重しながらも、公職者やその他秘書や家族からの要望、提言を文書に記録し、住民に対して公表の対象にすべきと考えますが、あわせて見解を承りたいと思います。

次に、交通弱者と言われる方々の足を確保するコミュニティーバスの運行についてお尋ねをいたします。

この質問は、今回で何度目になるか忘れるほど行っておりますが、今では本市に隣接する他の市、町では、それぞれ事業としての呼び方は異なっておりますが、この種のバスの運行をしていないところは既になくなっております。そうしたところでは、厳しい財政事情の中にあっても、行政サービスとして行政主導による住民の足を確保するバスの運行がなされているのであります。

少子高齢化社会の到来は、本市においても例外でなく、地域にあってはお年寄りがふえていることは実感として私にもわかります。議員活動で市内を回れば、恐らく寒河江市だけが取り残されているような感じになっているのでしょうか、そうしたお年寄りをはじめ、各層の多くの人々より寒河江市でもそうしたバスを走らせてほしいとの住民の願いが本当に強くなっております。このバスのサービスは、高齢者などの公共交通としての利用の可能性だけでなく、さまざまな住民活動を結びつけるかけ橋にもなるであります。高齢者の活動機会がふえ、市立病院への通院の不便さの解消をはじめ、市民浴場や市の施設、駅や商業施設への買い物便の確保、児童生徒の図書館やプールへの便など地域の住民、特に弱い立場の人々の社会生活の基盤となることは間違いありません。だれもが自由に便利に市街地と地域を往来できることでコミュニティーの活性化につながるものと思います。バス運行の事業形態はいろいろ考えられますが、まずはコミュニティーバスの運行について改めて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、将来人口の推計について再度お尋ねいたします。

このことについては、去る3月議会の質問の中でただしていますので、趣旨は御理解いただいております。多言は要しないものと思います。そこで伺いますが、3月には市長は県などの資料を持ち合わせていないということでありましたが、当時担当課にはそうした資料はあったのかどうか、まずお答え願いたいと思います。

もし資料がなければ、県より取り寄せていただくことを前提にして次の質問に移りますが、山形県の将来人口推計では、合併などを考えない地理的条件のもとで、2100年における本市の人口は2万7,642人となっています。市長は、これまで百年の大計ということで、少子化対策や住宅政策などさまざまな施策を展開しておりますが、推計ではありますが、約100年先のその数値を見て率直にどのように思われるか、改めて所見を伺いたいと思います。

そして、その2100年における推計の中で、天童市は人口が2050年の中ほどまで伸び、その後減じますが、平成17年の国勢調査時点と比較し、わずかながら上回って、県内では減少率は最も小さい数となっております。

ます。次に減少率の小さいのが東根市になっていますが、そうした減少率の低いのはいかなる理由によるものなのか。県の見方もあるというふうに思いますので、そのことも含めてお答え願えればというふうに思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、指定管理者の指定に際しての欠格条項等についてでございます。

本市におきましては、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則第2条におきまして、公募する場合に明示すべき事項の一つとして申請の資格を規定しております。すなわち、募集要項において施設ごとに指定管理者の応募資格を定めるものとしておりまして、指定管理者の欠格条項、つまり指定管理者の指定を受けられない団体については募集要項で定めております。

具体的に申しあげますと、一つは能力を有しない者など地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、二つ目には寒河江市から指名停止措置を受けている者、三つ目には税の滞納者、四つ目には暴力団に關係する者を共通の欠格条項としております。この共通の欠格条項につきましては、本市の入札参加資格と同様の対応をすることとしたものでありまして、それ以外の欠格条項につきましては、個別の施設の目的や性質上特に必要と考えられる場合にその都度検討することにしております。

それから、この指定管理者候補の選定基準でございますが、選定基準につきましては寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条において、市民の平等な利用の確保、安定的な施設管理能力、それから経費の縮減の共通基準と施設の特徴等に応じて定める個別基準を規定しておりまして、この基準を満たし、最も適当な団体を指定管理者の候補に選定すると定めておるわけでございます。この規定を踏まえまして、庁内の公の施設に係る指定管理者候補選定委員会においてその都度選定基準の具体的な評価項目を定めているところでありまして、指定管理者の募集に際しては募集要項にこの選定基準の評価項目を明示しているところであります。

環境配慮、障害者雇用促進法に規定する障害者の法定雇用率等の関係や一般事業主行動計画の策定状況を評価の対象にすべきであるとの御質問でございますが、環境配慮につきましては応募者に提出を義務づけている事業計画書の記載項目としており、評価の対象としております。障害者の雇用率と一般事業主行動計画については、市民の平等な利用の確保、安定的な施設管理能力、経費の縮減という条例で定める選定基準の具体的な評価項目としてはなじまないものと思われまので、これらを実際の評価の対象にすることは考えていないところであります。

次に、公平で公正な行政を推進するための条例の制定について申しあげたいと思います。

コンプライアンス条例と、こう言われておるようでございますが、コンプライアンス条例、コンプライアンスとは英語で要求や命令に従うこと、応じることを言い、近年企業活動において法令違反による信用失墜が事業存続に大きな影響を与えたケースが続発したため、社会規範に反することなく、公正、公平に業務を遂行するという観点からよく使われるようになった言葉で、日本語では法令遵守と訳されているようであります。

市においても条例を制定してはということでございますが、公務員については地方公務員法第30条で全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること、さらに同法第32条では法令及び上司の職務上の命令に従う義務について規定されているところであります。このことから、本市では日ごろから市民の信頼確保のために職員一人一人が職務規律を遵守しながら、すべての市民に対して公正、公平な対応を心がけているところであります。

さらに、綱紀の肅正に万全を期すという点では、その折々をとらえて職員に通達を出して注意を喚起しているところであり、暴力行為や不当な要求を実現させようとする行為に対しては、平成16年8月に策定した寒河江市不当要求行為等対策要綱により対応することとしております。このようなことから、今のところコンプライアンス条例の制定は必要ないものと考えておるところでございます。

また、議員等の関係者からの要望などを文書に記録し、公表の対象とすべきとの御意見であります。本市の事業の取捨選択については、基本的に総合的な視点からの事業の必要性、将来都市像を勘案した上での事業の有効性、緊急性などについて考慮して行っております。特に財政状況が一層厳しさを増す中、これまで以上に精査を重ね、厳選していかなければならないと考えておるところであります。このように適正な基準のもとで事業選択を行っており、議員等からの要望などについては記録、公表する必要はないと考えております。

次に、交通弱者等の足を確保するところのコミュニティーバスの運行についてでございます。

これまで、高齢者や障害者の社会参加を促す視点からということでの福祉バスあるいはコミュニティーバスの運行について御質問をいただいております。御質問のコミュニティーバスというものは、市町村が独自に運営しているバスのことであると思っております。市町村営バスや市民バス、福祉バスなどとさまざまな名称で呼ばれ、運行されているようであります。

このようなバスの運行目的としましては、一つは路線バスの廃止に伴う代替としての輸送機関であることや、二つ目には交通空白地帯の解消により交通弱者の足の確保を図るためのもの、三つ目には主に中心市街地と郊外とを循環バスにより結び、市街地の活性化を図るもの、四つ目としては交通利便の確保を図るものなどが考えられます。

本市においても、市街地と地域とを往来できるコミュニティーバスの運行をということでございますが、現在本市における生活交通の確保の状況については、自家用等の利用を除くとJRや民間のバス、タクシーなどを利用している方が多いのではないかと考えております。JR左沢線により山形市、山辺町、中山町、寒河江市、大江町が結ばれ、市外への通学や通勤、観光などさまざまな目的に利用されております。また、左沢線には市内に南寒河江、寒河江、西寒河江、羽前高松、柴橋の五つの駅が設けられており、市内の移動にも利用されております。民間の路線バスの運行によって、山形市、中山町、本市を經由して河北町へと運行されているもの、さらに西川町へと行くものや大江町、朝日町へも運行されており、周辺の市や町との停留所をきめ細かく設置し、運行されております。西川町営バスにつきましては、月山銘水館と県立左沢高校を結んでおり、高松駅や清助新田、谷沢地区を經由し、市民の方にも利用されているようであります。天童市営バス、天童、寒河江間につきましては、天童市わくわくランドから日田地区を經由し、寒河江バスターミナルまで月曜日から土曜日までの間1日5往復のバスを両市が負担し合いながら運行されております。

交通弱者のためということですが、本市では高齢者の方も含めて、地域福祉活動の増進を図る目的で福祉バスを配備しながら、各種行事への参加あるいは研修など必要に応じて運行しておりますし、障害をお持ちの方においてもタクシーチケットによる利用助成を行うなど生活交通の確保に努めるサービスを行いながら、社会活動に参加できるような環境づくりに努めております。このように公共交通網が市内に張りめぐらされており、移動の際の足は確保されているものと思っております。

仮に交通弱者のためということから市内を循環するバスを実際に運行するとなると、住民のニーズや費用対効果を考えた上で採算性を確保しなければなりませんし、またバスの停留所設置となると、高齢者や

障害者が歩いて行ける箇所かどうか考えた上で設置しなければならないなど多くの課題があります。また、市内にある公共施設等には、自家用車等の利用を考え、十分な駐車場が確保されておりますし、市街地や主要施設へとアクセスする道路網が整備されております。これらのことを考え合わせますと、マイカー時代において自家用車等の利用が多いと思われまので、バス利用者がいるかと言われますと、さほどおられないのではないかと考えております。このようなことから、市のコミュニティーバスの導入に関しましては考えていないところであります。

次に、将来人口の推計についてでございます。

まず初めに、将来人口の推計資料について担当課にあったかどうかでございますが、議員のおっしゃる山形県の将来人口推計については平成17年8月1日に県総務部市町村課により開催された今後の市町村の行財政運営等のあり方に関する調査に係る説明会や、同じ17年の8月10日の第1回山形県市町村合併推進審議会の際に配付された資料の一部でないかと思われまますが、その資料であれば担当課にも資料としてあったようであります。

次に、約100年先の推計された数値を見てどのような見解を持たれるかということでございますが、この数値は国立社会保障・人口問題研究所の小地域簡易将来人口推計システムにより算出されたものであり、コーホート法という方法で推計されております。これは、ある基準年次の男女年齢別人口をもとに、人口動態率や移動率の仮定値などを当てはめて将来人口を計算する方法であり、これには政策的な要因は加味されておられません。

しかしながら、これらの数値を見る限り、本市はもちろんのこと、県内の市町村を見ましても改めて人口減少社会の到来という問題が浮き彫りにされていること、そして少子化対策という課題がますます重要になってくるということが実感される資料と思っております。

3月の第1回の定例会においてもお答え申し上げておりますが、これまでのように人口は伸びるもの、経済は成長するものなどということは考えられない時代になっておりますし、今現在におきましても人口が減少し、少子化が進行しているという社会の中であって、少しでも歯どめをかけられるように人口の増加、あるいは人口の維持に努めていかなければならないと考えております。そのためにも、第5次振興計画で示した施策を着実に実施していかなければならないと改めて考えさせられるところであります。

人口推計において、天童市や東根市の減少率が小さいのはどういう理由かとのことでありますけれども、山形県の将来人口推計はコーホート法により2000年の国勢調査の男女年齢別人口をもとに人口動態率や移動率の仮定値、それから婦人、子供比の仮定値、ゼロ歳から4歳性比などを当てはめて推計されているものと思っております。従いまして、天童市と東根市の年齢別人口において若年層の人口が他市に比較して高い割合を示しているようですので、2100年の人口推計において天童市においては増加し、東根市においては減少率が小さいのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 1問に御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

最初に、指定管理者の欠格条項についてお尋ねをいたしました。一部は入っているということですが、私が提起したものについては、すべてではありませんけれども、これはする考えがないというふうなことであったかというふうに思います。

ただ、市がこの指定をする団体でありますから、非常に社会的に大きいということをお考えになっていただきたいというふうに思います。ただ安く上げればよいというふうなことではないわけであって、先ほども申しあげた最近の社会的な動向、要請、そうしたものをきちっと受けとめていただきながら、それをそうした制度にも反映をさせていくということが大事なのではないのかなと、こういうふうに思っております。さもないと、行政がそういうふうなところには余力を入れないといいますが、というふうにややもすると思われがちでありますので、ぜひそうしたところにも御一考をしていただきたいというふうに改めて御見解をお示しいただきたいと思います。

それから、コンプライアンス条例の制定についてお尋ねをしたところでありますが、多分市長はそのような答弁をするであろうなということも私は事前に想定をしておりました。まさに私の思いどおりであります。しかし確かに本市の要綱もあることも承知をいたしております。ただ、本当に本市の行政が市民に公平に、しかも公正になされているというふうにお考えになっているのかどうかなのですが、そうであれば差し支えないのですが、.....差し支えないというのは実態がそうであればよろしいのですけれども、私は必ずしもそうではないのではないのかなと、こういうふうな疑問を抱いておりますので、そういうことを申しあげたところであります。

昨今の状況については申しあげません、いろいろ差し障りがあるというふうに思いますので。ただ、かつては、例えば農振の除外であるとかそうしたときに、何回言ってもだめだったが、ある有力な県会議員をお願いしたところ、それが結果的に除外になったというふうなことなんか、かつてはありました。

いろいろ工夫をなさって、行政当局もそうしたことに対応したのだというふうに思いますけれども、ただ、今になってみますと、いろいろ工夫した割には結果がついていないといいますが、そう言うては何ですが、そのとおりになっていないところなんかもありますし、そういう意味でもう少しきちっとやっぱり行政としての対処があるいは必要なのではないのかなというふうに思ったわけでございまして、こういうことを申しあげたところでございます。

またもう一つ、最近の議会報告等のお話も申しあげましたが、そんなことはないというように市長は御自身でお思いになってそういうふうにお答えになったのだらうというふうに思いますが、私もそういうふうに思います。

ただ、市民には非常にこうした不信感があるわけでありまして、条例を制定しないまでも、先ほど申しあげた後段の方、そうした議員の要請あるいは要求といいますがあるいは提言、そうしたものに関してはきちっとやっぱり一つの記録として保存をしておきながら市民に明らかにする。そして、市民であっても議員であっても公平だよと、こういうことを公開すれば市民はおのずと納得をするものというふうに思いますので、そうしたことについてもう一度御見解を伺いたいというふうに思います。

もちろん個人の問題含みますから、そうしたことはプライバシーに関するわけありますから、そうしたことは除外するということは言うまでもないことであります。

それから、コミュニティーバスのことについてもお尋ねをいたしました。何回も議論しているので、同じことを繰り返すこと避けますが、要するに市長はいろいろと公共交通のJRであるとかあるいは民間バスであるとかタクシーであるとかあるいは必要なときには福祉バスを運行しているあるいはタクシー券も利用されていると、こういうふうなことでありました。全体的に網羅されているのかなと、こういうふうに一面思われがちではありますが、ただ、一つ一つこの点を線で結びますと抜けているところがあります。ですから、市全体としてはそれだけでは足りないというふうに私は思います。

市長は、気分害されるかわかりませんが、私はそのまま申しあげますので。そういうふうな必要とされている方々は数多くおられるわけでありませぬけれども、市の独自の政策もいいというふうに言うのです。しかし、他の町や市でやっていることを何で寒河江市でできないのだ、こういうふうに言われるわけです。私はなるほどというふうに思います。

それは、確かに独自の施策や政策も結構ですが、やっぱり隣町と横並びするということも私はある意味では底辺部を上に乗るといいますか、この交通弱者などをももう少し恵まれた状況に置くというふうなことからすれば、あつてしかるべきなのではないのかなと、こういうふうに思っているものですから申しあげたのですが、こういうふうに言うのです、確かに花咲がフェアもいいけれども、私はどっちかというところ、そういうような福祉バスといいますが、コミュニティーバス、こういうふうなものを欲しいなと、年金もだんだん減らされているし、医者代も高くなっていると、ハイヤー頼むのも高いしということで、まさに切実な願いというふうに思います。

そういうことで、何で寒河江市がしてもらえないのだと、こういうふうな素朴な私は疑問だというふうに思います。そうしたお年寄りが望む、そうした素朴な疑問に改めてそうした年寄りが納得できるようなお答えを市長からいただきたいものだなというふうに思います。

それから、このバスを考えがないというふうに言われましたので、こんなことを申しあげるのもどうなのかなというふうに思いますけれども、これは導入することで、市長も先ほどありましたが、これは公共交通としての役割だけでなくして、市民活動全体に資するというふうに思いますけれども、つまりまちづくりということで、今までもあったとおり、鉄道やバス、この公共交通と連携したところのものが必ず今言われたように出てくるわけです。

しかし、採算がとれないということで間引きをされたり運行が停止になったり、そういう事業者のもとでまちづくりというふうなことが停滞をするといいますが、停止をすると、それが連動しなくなってしまうと。こういうふうな状況が私はあるというふうに思います。そういう意味では、そういうことが生じているというふうに思いますので、そういう意味でそういうことも必要なのではないのかなというふうに思いつつながら、改めて御提起をさせていただいたわけです。

例えばまた別の面から言いますと、先般市立病院の事業会計の決算の状況もありました。患者さんが減っているというようなことであって、深刻な問題になっていることもこの前議論されたとおりであります。こうしたコミュニティーバスなどを運行されることによって、市立病院の前に例えば停留所なんかを置くことによって、市立病院の利便性を図るといような点からすると、大きな効果があるのではないかなと。これは、何だかつけ足したようで非常に申しわけないのですが、私はそういうふうにも実際思います。そうすれば、そのほかの、あそこに停留所を置くことによってその他の医院に患者が行くことなんか一つは避けることができる、こういうことなんか一つの改善策になるのかなというふうに思っているわけですが、そうしたことも考慮をしながら、ぜひ先ほどのお年寄りの話なんか加味していただいて、さ

らなる御見解を示していただきたいというふうに思います。

あと将来人口の推計についてであります。時間もそれほどなくなってきたといいますが、きております。先ほど答弁あったとおり、平成17年の市町村合併の問題のときの資料そのものであります。ですから、こうしたものがきちっと担当課にあるわけでありますから、3月の時点でそういったことをもう既に事前に担当課と打ち合わせをする中で、一般質問の通告をして打ち合わせをしているわけでありますから、私の手元にはないなどというようなことは言わないで、ぜひそうしたことも確かめていただきたいということ、改めて申しあげておきたいというふうに思います。

それから、天童、東根市の若年層の割合が高いと、こういうふうなことを示して減少率が小さいのだということを申されました。いろいろ問題はありますけれども、その若年層の多い理由は何でなのか、おわかりになれば改めてこれ、つけ加えていただいて答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 指定管理者の選定基準と、先ほども答弁したとおりでございますが、さらにつけ加えることもございませんが、共通するものは共通するものとして、また個別に対応しなくてはならないものは個別の基準を設けてと、こういうことでやっておるわけでございますので、これからもそのようにさせていただきますと思います。

それから、コンプライアンス条例でございますが、私は行政をやるといった場合には、やっぱりこの基本的な考え方の中には公私の別というものを、そしてまた信頼をつなぐということが大切なのではなからうかなと、このように思っております。公権力というものを自分の権力のように考えると。うちの職員にもおりませんし、私もそういうことはないように行政の執行をやっておりますけれども、そのようにそういう意識というものがまず大切なことだろうと、こう思っておりますし、また市民から信頼されるという行政を、これは当たり前でございますけれども心がけておると、心がけなくてはならないということが必要なことございまして、あえて現在の法律にありますので、改めて市町村の段階で法令遵守の条例というものを制定するという事までは私は必要なかろうかなと、そのように思っております。

それから、議会人やらあるいはその他の要望についての要請、提言、これらについてでございますけれども、議会人の方々は議会活動として住民の要望を単独にあるいは住民の方と一緒に行政の方に働きかける、市長に要望するというのは、これは当然やらなくてはならないことだなどと、このように思っておりますし、そのことによって施策がいろいろあるいは事業が、やった方に有利に展開するのではなからうかなと、こういうことだろうと思っておりますけれども、先ほども申しあげましたように、公平な、公正な考え方でやっていっちゃると私は受けとめて、それを施策の中に実施しておるわけございまして、議会活動、議会人の市民の声を吸い上げるといってもこれは非常に大切なことだろうと思っておりますし、それはやっていただかなくてはならないことだろうと思っておりますし、ですけれども、それらを私は公正な、公平な目で施策の中に実現するという事に心がけておりますし、実際そのとおりやらせてもらっておると、このように思っております。

それにおきましては、これは当然のことを当然に活動として行われておるものだろうと思っておりますから、改めて記録したり公表したりというようなことは、やっている方とやっていない方というのはかえって出てくるのではなからうかなというような気もしないわけではございませんし、私の受けとめ方としては、今言ったように公正に、公平に、そして予算等々を十分考慮しながらやらせてもらっていると、こういうことでございます。

それから、コミュニティーバスのことでございますけれども、他市がやっているから本市でもどうかと、こういうようなことございまして、それはそれぞれの市の独自性やら市の置かれているところの地域というものの状況によるということであろうかと思っております。

寒河江市を地理的条件から見ましても、非常に私は内陸部の中核都市と言っておりますように、交通の利便には本当に恵まれておるだろうと、このように思っております。一部中山間地はありますけれども、それ以外につきましては民間バスにつきましてもあるいはJRの路線にいたしましても、非常に利便性の整っておるところの都市ではないかなと、このように思っております。

それに加えて、いろいろ寒河江市では、1問にも答弁申しあげましたように、福祉バスの利用というようなこととかに留意して施策を実施しておるということでございますので、ほかでやっておるからと

というようなことで寒河江市もと、こういうような御要望はこれまでも受け入れませんと、受けられません、状況にないということを申しあげてきたところでございます、それから市立病院のことも話がございましたけれども、以前にあそこを経由するところの路線バスと、そして市立病院前で停留所を設けるというようなこともやったわけでございますけれども、まずは利用者が少なかつたわけでございます、そんなことから路線バスも廃止になりましたし、いろいろ要望しましたけれども、それにこたえられるような効果が期待されないということで廃止になった経過もあるわけでございます、ですから非常に費用対効果という面から考えましても、こういう公共路線バスをはじめとするところのコミュニティーバスというようなものの利用というものについては、十分考慮していかなくてはならないものだ、このように思っております。

それから、人口推計に絡んで若年層の少ない理由ということでございますが、平成12年と平成15年の人口を見ましても、伸びておるといような寒河江市の状況にあるわけでございます、しかしそういう中にありまして、小さな子供あるいは青年期の人口階層というものが少ないかどうか私も正確に分析したところではございませんけれども、絶対的に私は伸びておるのではなからうかなと、こう思いますし、また高齢化率も高くなっている現状の中で、お年寄りもふえておるのだらうと思っておりますが、その辺の理由等につきましては正確に分析しておりませんのですけれども、人口全体としての伸びは県下で3市1町の中に入っておるといことでございます。

また、先ほど申しあげましたコーホート法というものは、あくまでもこれは政策的な理由というようなものはこれは入っておらない。あくまでもただ人口の分布状況といえますか、それからはずき出しての将来推計と、このように理解しておるわけでございますので、その辺の統計のあり方というものにつきましてはそちらに譲りたいと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

残り時間が少なくなりましたので、簡潔に願います。

○内藤 明議員 はしょって第3問に移りますが、コンプライアンス条例は必要ないというようなことで改めての御見解でありましたが、それはそれとしていいというふうに思いますけれども、その中で信頼をつなぐことが重要なのだというようなことでありますが、何との信頼をつなぐことなのかわかりませんけれども、議員や有力者との信頼をつなぐためにそういうことは記録には載せないのだというふうなことなのか、市民との信頼が必要なのだというのか私はわかりませんけれども、私は市民との信頼関係をつなぐことが重要だという点だとすれば、私は市長と同じような見解になるわけでありますけれども。

市長、今まで有利に展開するなどということはないのだと、公平、公正にやっているのだと、これからもそうするというようなことでありました。しかし、それは一面ひとりよがりであって、自分だけがそうしているということなんですね。市民の側から見ると、そういうふうになっていないのではないかと、こういうふうな率直な疑問があるわけです。

ですから、何か議員活動がしている方としていない方が明らかになるなどというのは、議員の方までの活動を心配をさせていただきましたけれども、そんなこと心配する必要はないのであって、何もこれだけが議員活動ではありませんので、どんどん議員活動は議員活動としてやればいいわけでありますから、いまだにそういうふうに思っている方がいるということ、現実を受けとめていただきたいというふうに思いますので、それは今までどおりやるということは、今までどおりまだそうした疑念が増殖をするということにつながるわけでありますから、そうした点での市民の信頼をつなぐということが重要だということからすれば、ぜひそうしたことをしていただきたいということを再度申しあげたいというふうに思います。

それから、コミュニティーバスの運行についても申しあげました。費用対効果という点が出されました。もう少し踏み込んだことがあれば、私もいろんな事業形態があるのではないかとというふうなことを申した関係で、いろいろ中身について明らかにしながら御見解をお聞かせいただきたいなというふうに思ったのですが、のっけからする考えはないというようなことでありましたので、余り中に踏み込めませんでした。

しかし、現実はこの市立病院のところに路線バスを走らせたけれども、余り変化がなかった、少なかったなどということがあります。それは、きめ細かく運行すればそういうふうな利点が生まれるであろうということをもう一度頭の中に置いて御検討をいただきたいなと、こういうふうに思っています。

それから、人口の推計であります。私がお聞きしたのは、天童市、東根市が若年層の占める割合が高いからこの2100年の減少率が少ないのだと、こういうような話がありましたので、では何でそうした若年層が高いのかなというふうに思ったものですからお聞きをしたのですが、そうしたら市長は寒河江市においても平成12年あるいは15年には若年層が伸びていると、こういうようなことを言われました。では、何で寒河江は2100年にはそういうふうな減少が出てくるのだと、こういうふうになるわけでありまして、同じ若年層が伸びているにもかかわらず、片方が減少率が少なく寒河江市は減少率が高いというふうになりますと異に思います。

時間もありませんから、簡潔にお答えいただければというふうに思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 コンプライアンス条例に関してでございますけれども、先ほど申しあげましたように、市民の声を市政の中に反映してもらおうという意味での議会活動というのは極めて望ましいことであり、大切なことだということをおっしゃったのでございまして、それらを私は公平に、また公正な立場で受けとめながら、それを実現に向けて努力をしているということを申しあげたところでございます。

それから、コミュニティーバスでございますけれども、何回も申しあげましたように、今申しあげましたところからそれを運営、設置するというような考えは持っていないところでございます。（終了の合図）

○新宮征一議長 所定の時間が参りましたので、ここで打ち切ります。

平成18年9月第3回定例会

散 会 午後2時21分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。